

フィリピン
知的財産法

2008年法律第9502号により改正された法律第8293号

2008年7月4日施行

DulynotedbythePhilippineEmbassyTokyo

目次

第1部 知的財産庁

- 第1条 名称
- 第2条 国家の政策の宣言
- 第3条 国際条約及び相互主義
- 第4条 定義
- 第5条 知的財産庁(IPO)の任務
- 第6条 知的財産庁(IPO)の機構
- 第7条 長官及び長官代理
- 第8条 特許局
- 第9条 商標局
- 第10条 法律局
- 第11条 資料・情報・技術移転局
- 第12条 情報管理サービス・EDP局
- 第13条 総務・財務・人材開発業務局
- 第14条 知的財産庁による知的財産手数料の使用
- 第15条 特別な技術的及び科学的補助
- 第16条 庁印
- 第17条 法律及び規則の出版
- 第18条 IPO公報
- 第19条 庁の高級職員及び一般職員の資格剥奪

第2部 特許に関する法律

第1章 総則

- 第20条 第2部の特許に関する法律において使用する用語の定義

第2章 特許性

- 第21条 特許を受けることができる発明
- 第22条 特許を受けることができない発明
- 第23条 新規性
- 第24条 先行技術
- 第25条 不利にならない開示

- 第 26 条 進歩性
- 第 27 条 産業上の利用可能性

第 3 章 特許を受ける権利

- 第 28 条 特許を受ける権利
- 第 29 条 先願主義
- 第 30 条 委託によりなされた発明
- 第 31 条 優先権

第 4 章 特許出願

- 第 32 条 出願
- 第 33 条 代理人又は代表者の選任
- 第 34 条 願書
- 第 35 条 発明の開示及び明細書
- 第 36 条 クレーム
- 第 37 条 要約
- 第 38 条 発明の単一性
- 第 39 条 対応する外国での特許出願に関する情報

第 5 章 特許付与手続

- 第 40 条 出願日の要件
- 第 41 条 出願日の付与
- 第 42 条 方式審査
- 第 43 条 分類及び調査
- 第 44 条 特許出願の公開
- 第 45 条 公開前の秘密保持
- 第 46 条 公開後の特許出願に与えられる権利
- 第 47 条 第三者による所見申立
- 第 48 条 実体審査の請求
- 第 49 条 出願の補正
- 第 50 条 特許の付与
- 第 51 条 出願の拒絶
- 第 52 条 特許の付与の公示
- 第 53 条 特許の内容
- 第 54 条 特許権の存続期間
- 第 55 条 年次手数料
- 第 56 条 特許の放棄
- 第 57 条 庁による誤りの訂正
- 第 58 条 出願における誤りの訂正
- 第 59 条 特許における変更
- 第 60 条 補正の様式及び公示

第6章 特許の取消及び特許権者の入替

第61条 特許の取消

第62条 請求の要件

第63条 聴聞の告示

第64条 3人委員会

第65条 特許の取消

第66条 特許又はクレームの取消の効果

第7章 特許を受ける権利を有する者の救済

第67条 特許を受ける権利を有さない者による特許出願

第68条 真実かつ実際の発明者の救済

第69条 裁判所の命令の公示

第70条 裁判所に提訴する期間

第8章 特許権者の権利及び特許の侵害

第71条 特許により与えられる権利

第72条 特許権の制限

第73条 先使用者

第74条 政府による発明の使用

第75条 保護の範囲及びクレームの解釈

第76条 侵害に対する民事訴訟

第77条 外国籍を有する者による侵害訴訟

第78条 方法特許；立証責任

第79条 損害賠償のための訴訟の制限

第80条 損害賠償；告知要件

第81条 損害訴訟における防御

第82条 無効と認定された特許の取消

第83条 侵害訴訟における裁判所補佐人

第84条 侵害の反復に対する刑事訴訟

第9章 自発ライセンス許諾

第85条 自発ライセンス契約

第86条 実施料に関する紛争の解決の管轄

第87条 禁止される条項

第88条 必須の条項

第89条 許諾者の権利

第90条 実施権者の権利

第91条 特別な事案

第92条 資料・情報・技術移転局での登録の不要

第 10 章 強制ライセンス許諾
第 93 条 強制ライセンス許諾の理由
第 93-A 条 TRIPS 協定に基づく特別強制ライセンスの発行手続
第 94 条 強制ライセンスの申請を提出する期間
第 95 条 合理的な商業上の条件でライセンスを得るための要件
第 96 条 半導体技術に係る特許の強制ライセンス許諾
第 97 条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス
第 98 条 申請の様式及び内容
第 99 条 審理の通知
第 100 条 強制ライセンスの条件
第 101 条 強制ライセンスの修正、取消及び放棄
第 102 条 実施権者の免責

第 11 章 権利の譲渡及び移転
第 103 条 権利の移転
第 104 条 発明の譲渡
第 105 条 譲渡の様式
第 106 条 記録
第 107 条 共同特許権者の権利

第 12 章 実用新案の登録
第 108 条 特許に関する規定の準用
第 109 条 実用新案に関する特別規定
第 110 条 特許出願の実用新案登録出願への変更
第 111 条 並行出願の禁止

第 13 章 意匠及び集積回路の回路配置(トポグラフィー)
第 112 条 用語の定義
第 113 条 保護のための実体的要件
第 114 条 出願の内容
第 115 条 1 出願複数意匠
第 116 条 審査
第 117 条 登録
第 118 条 意匠又は回路配置の登録の存続期間
第 119 条 他の条及び章の通用
第 120 条 意匠登録の取消

第 3 部 商標、サービスマーク及び商号に関する法律
第 121 条 定義
第 122 条 標章に係る権利の取得
第 123 条 登録要件

- 第 124 条 出願の要件
- 第 125 条 代理及び送達の住所
- 第 126 条 標章の部分放棄
- 第 127 条 出願日
- 第 128 条 商品及びサービスの単一登録
- 第 129 条 出願の分割
- 第 130 条 署名その他の自己を特定するための手段
- 第 131 条 優先権
- 第 132 条 出願番号及び出願日
- 第 133 条 審査及び公告
- 第 134 条 異議申立
- 第 135 条 通知及び審理
- 第 136 条 登録証の発行及び公示
- 第 137 条 標章の登録及び権利者又は渡受人に対する登録証の発行
- 第 138 条 登録証
- 第 139 条 登録された標章の公示及び登録簿の閲覧
- 第 140 条 権利者の申請に基づく取消及び登録の補正又は部分放棄
- 第 141 条 証拠としての押印された認証謄本
- 第 142 条 庁がした誤りの訂正
- 第 143 条 出願人がした誤りの訂正
- 第 144 条 商品及びサービスの分類
- 第 145 条 存続期間
- 第 146 条 更新
- 第 147 条 与えられる権利
- 第 148 条 標章を使用する目的以外の目的のための第三者による表示の使用
- 第 149 条 出願及び登録の譲渡及び移転
- 第 150 条 ライセンス契約
- 第 151 条 取消
- 第 152 条 許される標章の不使用
- 第 153 条 請求の要件；通知及び審理
- 第 154 条 登録の取消
- 第 155 条 救済；侵害
- 第 156 条 訴訟並びに侵害に対する損害賠償及び差止
- 第 157 条 侵害物品の廃棄を命じる裁判所の権限
- 第 158 条 損害賠償；告知要件
- 第 159 条 侵害訴訟に対する制限
- 第 160 条 商標又はサービスマークの実施の行為において訴訟を提起する外国法人の権利
- 第 161 条 登録を受ける権利を決定する当局
- 第 162 条 虚偽又は欺瞞の宣言に関する訴訟
- 第 163 条 裁判所の管轄
- 第 164 条 訴訟の提起に関する局長への通知

- 第 165 条 商号又は事業の名称
- 第 166 条 侵害する標章又は商号を付した商品
- 第 167 条 団体標章
- 第 168 条 不正競争, 権利, 規則及び救済
- 第 169 条 原産地の虚偽表示; 虚偽の説明又は表現
- 第 170 条 罰則

第 4 部 著作権に関する法律

第 1 章 序章

- 第 171 条 定義

第 2 章 原著作物

- 第 172 条 文学的及び美術的著作物

第 3 章 二次的著作物

- 第 173 条 二次的著作物
- 第 174 条 著作物についての公表される版

第 4 章 保護されない著作物

- 第 175 条 保護されない対象
- 第 176 条 政府の著作物

第 5 章 著作権の経済的権利

- 第 177 条 著作権の経済的権利

第 6 章 著作権の所有権

- 第 178 条 著作権の所有権に関する規則
- 第 179 条 匿名の及び筆名の著作物

第 7 章 著作権の移転又は譲渡

- 第 180 条 渡受人の権利
- 第 181 条 著作権及び素材物
- 第 182 条 譲渡又は利用許諾の申請
- 第 183 条 協会の指定

第 8 章 著作権に関する制限

- 第 184 条 著作権に関する制限
- 第 185 条 著作権を有する著作物の公正な使用
- 第 186 条 建築の著作物
- 第 187 条 公表された著作物の複製

- 第 188 条 図書館における写真複製
- 第 189 条 コンピュータ・プログラムの複製
- 第 190 条 個人的目的のための輸入

第 9 章 寄託及び告知

- 第 191 条 国立図書館及び最高裁判所図書館での登録及び寄託
- 第 192 条 著作権の告知

第 10 章 人格的権利

- 第 193 条 人格的権利の範囲
- 第 194 条 契約の不履行
- 第 195 条 人格的権利の放棄
- 第 196 条 共同著作物への寄与
- 第 197 条 著作物の編集, 脚色及び改作
- 第 198 条 人格的権利の期間
- 第 199 条 権利行使及び救済

第 11 章 後の移転における利益に対する権利

- 第 200 条 著作物の販売又は貸与
- 第 201 条 対象にならない著作物

第 12 章 実演家, 録音物製作者及び放送機関の権利

- 第 202 条 定義
- 第 203 条 実演家の権利の範囲
- 第 204 条 実演家の人格的権利
- 第 205 条 権利の制限
- 第 206 条 後の伝達又は放送のための追加の報酬
- 第 207 条 契約の条件

第 13 章 録音物製作者

- 第 208 条 権利の範囲
- 第 209 条 公衆への伝達
- 第 210 条 権利の制限

第 14 章 放送機関

- 第 211 条 権利の範囲

第 15 章 保護に関する制限

- 第 212 条 権利に関する制限

第 16 章 保護の期間

第 213 条 保護の期間

第 214 条 期間の計算

第 215 条 実演家、製造者及び放送機関に対する保護の期間

第 17 章 侵害

第 216 条 侵害に対する救済

第 217 条 刑事罰

第 218 条 証拠としての宣誓供述書

第 219 条 著作者たることの推定

第 220 条 著作物の国際登録

第 18 章 適用の範囲

第 221 条 第 172 条及び第 173 条の規定に基づく著作物に関する付加条項

第 222 条 実演家に関する付加条項

第 223 条 録音物に関する付加条項

第 224 条 放送に関する付加条項

第 19 章 訴訟の提起

第 225 条 管轄

第 226 条 損害賠償

第 20 章 その他の規定

第 227 条 寄託及び文書の所有

第 228 条 公の記録

第 229 条 著作権課：手数料

第 5 部 最終規定

第 230 条 手続に適用する衡平法上の原則

第 231 条 外国の法律に関する逆相互主義

第 232 条 不服申立

第 233 条 庁の組織：給与標準化法及び減員法からの免除

第 234 条 特許商標技術移転局の廃止

第 235 条 施行日において係属している出願

第 236 条 現存する権利の維持

第 237 条 ベルヌ条約の附属書に関する通告

第 238 条 予算

第 239 条 廃止

第 240 条 可分性

第 241 条 施行日

第1部 知的財産庁

第1条 名称

本法は、「フィリピン知的所有権法典」と称する。

第2条 国家の政策の宣言

国家は、効果的な知的上かつ産業上の財産制度がフィリピンにおける創造的な活動の発展のために重要であり、技術移転を促進し、外国からの投資を誘引し、また、フィリピンの製品に対する市場のアクセスを保証するものであることを認識する。本制度は、科学者、発明者、芸術家その他の才能に恵まれた公民の排他的権利を、それらの者の知的所有権及び創作物に対して、人民に対して有益であるときには特に、本法で定める期間について保護し、及び確保する。

知的所有権の利用は、社会の機能を支える。この目的のため、国家は、国の発展及び進展並びに公共の利益の促進のために知識及び情報の普及を促進する。

特許、商標及び著作権の登録のための行政手続を合理化し、技術移転に関する登録を緩やかにし、そしてフィリピンにおける知的所有権の行使を高めることも、国家の政策である。

第3条 国際条約及び相互主義

フィリピンが同盟国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する協定、条約若しくは取決めの同盟国である国若しくは法によりフィリピン国民に相互主義的権利を与える国の国民又はそれらの国に居住するか若しくは現実かつ真正の産業上の営業所を有する者は、本法によって知的所有権の所有者に与えられる権利に加えて、それらの協定、条約又は相互主義法の規定に効力を与えるために必要な範囲において恩恵を受ける権利を有する。

第4条 定義

4.1 「知的所有権」は、次のものからなる。

- (a) 著作権及び関連する権利
- (b) 商標及びサービスマーク
- (c) 地理的表示
- (d) 意匠
- (e) 特許
- (f) 集積回路の回路配置
- (g) 開示されていない情報の保護

4.2 「技術移転取決め」とは、管理約定を含む製品の製造、方法の適用若しくはサービスの提供のための体系的知識の移転に係る契約又は協約、及び大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフトウェアを除くコンピュータ・ソフトウェアのライセンス許諾を含むすべての形式の知的所有権の移転、譲渡若しくはライセンス許諾に係る契約又は協約をいう。

4.3 「庁」とは、本法により設立される知的財産庁をいう。

4.4 「IPO 公報」とは、本法に従って庁が発行する公報をいう。

第5条 知的財産庁(IPO)の任務

5.1 本法において宣言する国家の政策を管理し、及び実施するために、次の任務を有する知的財産庁(IPO)を設立する。

- (a) 発明についての特許証付与のための出願を審査し、並びに実用新案及び意匠を登録すること
- (b) 標章、地理的表示及び集積回路の登録のための出願を審査すること
- (c) 自発的ライセンス許諾に関する第2部第9章の規定にいう技術移転取決めを登録し、及び技術移転支払に関する紛争を解決し、並びに技術移転を促進し、及び援助するための戦略を開発し、並びに実施すること
- (d) 技術開発のための手段としての特許情報の利用を促進すること
- (e) 付与され又は承認された特許、標章、実用新案及び意匠並びに登録された技術移転取決めを公報において定期的に公表すること
- (f) 知的所有権に影響する異議手続について行政上裁定すること
- (g) フィリピンにおける知的所有権の保護を強化するための計画及び政策を立案し、並びに実施するための取組について他の政府機関及び民間機関と調整すること

5.2 庁は、庁に提出された知的所有権に係る出願に関するすべての記録、帳簿、図面、明細書、資料その他の書類及び物件を保管する。

第6条 知的財産庁(IPO)の機構

6.1 庁は、長官を長とし、長官は2の長官代理により補佐される。

6.2 庁は6の局に分けられ、その各々は局長を長とし、局長は副局長により補佐される。局は、次の通りとする。

- (a) 特許局
- (b) 商標局
- (c) 法律局
- (d) 資料・情報・技術移転局
- (e) 情報管理システム・EDP局
- (f) 総務・財務・人事業務局

6.3 国家職員法の規定に従い、長官、長官代理、局長及び副局長は大統領が任命し、庁のその他の高級職員及び一般職員は通商産業大臣が任命する。

第7条 長官及び長官代理

7.1 任務一長官は、次の権限及び任務を行使し、及び遂行する。

- (a) 長官は、庁の目的、政策、計画、行事及び事業を実施するための規則及び細則の公布を含む庁のすべての任務及び活動を管理し、及び監督する。ただし、
 - (1) 法律の制定を要する庁の効果的、効率的かつ経済的な運営、
 - (2) 知的所有権の行使に関する他の政府機関との調整、
 - (3) 庁に対して出願人その他の当事者を代理する代理人その他の者の認可、並びに、
 - (4) 特許、実用新案、意匠、標章、又は団体標章、地理的表示その他の標章所有権のための出願の差出及び処理のための手数料並びに庁が行うその他のすべてのサービス及び庁が提供するその他のすべてのものための手数料の設定に関する政策及び基準を提案する権限を行使

する場合は、長官は、通商産業大臣の指揮に従う。

(b)長官は、法律局長、特許局長、商標局長及び資料・情報・技術移転局長がした決定に関する訴について専属管轄権を有する。特許局長及び商標局長がした決定に関して専属管轄権により長官がした決定については、裁判所規則に従って控訴裁判所に訴えることができる。資料・情報・技術移転局長がした決定に関する長官の決定については、通商産業大臣に訴えることができる。

(c)長官は、著作物の公開上演又はその他の伝達に対する著作権者の権利に係るライセンスの条件に関する紛争を解決する最初の管轄権を有する。この場合における長官の決定については、通商産業大臣に訴えることができる。

7.2 資格—長官及び長官代理は、任命の日において少なくとも 35 才であり、フィリピンにおいて生まれたフィリピン国民で学士の称号を有する者でなければならない。かつ、証明された能力、高潔性、誠実性及び自立性を有する者でなければならない。ただし、長官及び少なくとも 1 の長官代理は、少なくとも 10 年にわたって法律実務に携わっているフィリピン弁護士会の会員でなければならない。また、長官及び長官代理を選択する際には、実際的である限りにおいて知的所有権の各分野について均衡のとれた構成となるように配慮する。

7.3 任期—長官及び長官代理は大統領により 5 年の期間について任命され、1 回に限り再任されることができる。ただし、最初の長官の最初の任期は 7 年とする。欠員に対する任命の場合の任期は、前任者の残存任期とする。

7.4 長官室—長官室は、長官及び長官代理、その直属職員並びに長官室を直接支えるために長官が設置する官職及び部局により構成する。

第 8 条 特許局

特許局は、次の任務を有する。

8.1 特許出願の調査及び審査並びに特許の付与

8.2 実用新案、意匠及び集積回路の登録

8.3 特許の行政及び審査に関する政策の立案について長官を補助するために特許の分野において調査及び研究を行うこと

第 9 条 商標局

商標局は、次の任務を有する。

9.1 標章、地理的表示及び所有権に係るその他の標章の登録のための出願の調査及び審査並びに登録証の発行

9.2 商標の行政及び審査に関する政策の立案について長官を補助するために商標の分野において調査及び研究を行うこと

第 10 条 法律局

法律局は、次の任務を有する。

10.1 標章の登録のための出願に対する異議、商標の取消、第 64 条の規定による特許、実用新案及び意匠の取消並びに特許の強制ライセンス許諾の申請について聴聞し、決定する。

10.2(a) 知的所有権に関する法令違反に対する行政不服申立における最初の管轄権を行使する。ただし、その管轄権は、損害賠償請求総額が 20 万ペソより少なくない場合の不服申立に

限定され、また、仮救済の利用は裁判所規則に従って許可することができる。法律局長は、手続の過程において出された命令又は令状を無視するすべての者を侮辱行為として留置し、処罰する権限を有する。

(b) 正式の取調の後、法律局長は次の行政処罰の1以上を行うことができる。

(i) 被請求人が停止すべき行為を明記し、及び指定する適切な期間内にそれを遵守した旨の報告書を提出することを求める停止命令の発出

(ii) 行うべき遵守又は停止の自発的保証の提出。この自発的保証には、次の1以上を含むことができる。

(1) 違反した知的所有権法の規定を満たすことの保証

(2) 正式の取調に従って不法かつ不公正な行為及び実行に携わることを止めることの保証

(3) 商業上の取引において頒布した欠陥のある商品の金額を回収し、返還し、償い、又は返済することの保証

(4) 請求人が法律局への訴において負担した費用及び経費を請求人に弁済することの保証

法律局長は、定期的に遵守していることの報告書を提出すること、及び、その約束する遵守を保証する保証金を提出することを被請求人に求めることもできる。

(iii) 違反の対象である商品の接収又は押収。押収した商品は、法律局長が適当と認める方法によって法律局長が定める指針に基づいて、例えば販売、窮乏する地方自治体又は慈善若しくは福祉団体への寄付、輸出、他の商品への再利用又はそれらの組合せにより処分する。

(iv) 違反の行為に使用した設備及びすべての動産の没収

(v) 法律局長が合理的であると認める額の行政上の罰金を課すこと。額は、如何なる場合においても5千ペソ以下であってはならず、また、15万ペソを超えてはならない。加えて、継続する違反の各1日について1千ペソを超えない追加の罰金が課される。

(vi) 庁が与えた認可、ライセンス、許可若しくは登録の取消又は法律局長が合理的と認める1年を超えない期間についてのそれらの有効性の一時的停止

(vii) 被請求人が庁から得ようとしている認可、ライセンス、許可又は登録の保留

(viii) 損害賠償額の評価

(ix) 譴責

(x) その他類似の処罰又は制裁

10.3 長官は規則により本条の施行を管理する手続を定めることができる。

第11条 資料・情報・技術移転局

資料・情報・技術移転局は、次の任務を有する。

11.1 次の活動を通じて、庁の調査及び審査の活動を支援すること

(a) 国内分類体系であるか国際特許分類(IPC)体系であるかを問わず、分類体系を維持し、かつ、保全すること

(b) 調査の手法の決定に対する助言サービスを行うこと

(c) 調査資料及び調査室並びに参考図書室を維持すること

(d) 工業所有権情報を調製し、及び纏めること

11.2 ネットワーク、中継所又は広域組織を設立すること

11.3 公衆を教育し、及びセミナー、講演その他類似の活動を通じて知的所有権に関する認識を確立すること

- 11.4 研究開発機関並びに国内の及び国際的な知的所有権に係る専門団体その他類似の団体と協力関係を樹立すること
- 11.5 技術水準調査を行うこと
- 11.6 フィリピンの技術開発を促進するための効果的な手段として特許情報の利用を奨励すること
- 11.7 ライセンス許諾及び技術の促進に関する技術的、助言的その他のサービスを行い、技術移転のための効率的かつ効果的計画を実行すること
- 11.8 技術移転取決めを登録し、技術移転支払に関する紛争を解決すること

第12条 情報管理サービス・EDP局

情報管理サービス・EDP局は、次の業務を行う。

- 12.1 自動化計画、研究開発、システムの試験、企業との契約、機器の契約、購入及び維持、システムの設計及び維持、利用者相談その他同様の活動
- 12.2 庁に対する情報管理支援サービスの提供

第13条 総務・財務・人材開発業務局

13.1 総務部は、次の業務を行う。

- (a) 支給物及び機器の調達及び分配、搬送、配達作業、免職、給与その他の庁の債務の支払、建物の維持、適切な保安及び警備に関する業務並びにその他の実際的業務。なお、遂行の評価、補償及び扶助、雇用記録並びに報告の分野においては政府が規定する要件に従う。
- (b) 庁に提出されるすべての出願の受理及びその手数料の徴収
- (c) 特許出願及び特許付与、商標出願、並びに標章、意匠、実用新案、地理的表示及び集積回路の回路配置の登録の公示

13.2 特許・商標管理部は、特に次の任務を有する。

- (a) 譲渡、合併、ライセンス並びに特許及び商標に関する目録の登録簿を保持すること
- (b) 維持手数料を徴収し、保管している文書の認証謄本を発行し、及びその他類似の業務を行うこと
- (c) 庁に提出されたすべての出願及び庁が発行したすべての特許付与、登録証その他の同等物を保管すること

13.3 財務部は、財源の利用及び適切な使用を確保するための財務計画を立案し及び実施し、並びに庁の財務運営の効果的点検手段を提供する。

13.4 人材開発部は、庁の職員のための人材開発計画を立案し及び実施し、現在及び将来における必要人員を準備し、並びに継続した人材開発計画の立案及び実施によって高い職員の志気と組織に対する前向きな職員の姿勢を維持する。

第14条 知的財産庁による知的所有権手数料の使用

14.1 本法をより効果的かつ迅速に実施するために、長官は、本法及び庁が管理することを委任された法律に基づいて庁が徴収する手数料、罰金、印税及びその他の料金のすべてを如何なる政府機関からも個別の承認を得ることなく、かつ、現存する支出報告及び監査報告に関する規則にのみ従い、庁の設備の改善、機器経費、人材開発及び適当な庁舎の入手のような庁の運営における使用のために、特に公衆に対する庁業務の遂行を改善するために保有する

権限を与えられる。庁の年次予算への追加であるこの額は、別個の会計簿又は財源に寄託され及び維持され、長官が直接に使用し又は支出することができる。

14.2 本法の施行から5年の後に、長官は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として14.1にいう手数料及び料金が庁の財務条件を満たすのに十分であるか否かについて決定する。十分である場合は、長官は、14.1に定める条件と同一の条件で徴収する手数料及び料金のすべてを保有するが、直ちに国の政府の年次予算からの財源を受けることを停止する。十分でない場合は、14.1の規定は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として長官が庁が徴収する前記手数料及び料金が庁の運営に十分であることを保証する時まで引き続き適用する。

第15条 特別な技術的及び科学的補助

長官は、本法の規定の実施に関連して庁に提出される資料を検討するときに必要であるとみなす場合は、政府が所有し、管理し又は運営する団体を含む政府の他の部、局、室又は機関の技術的、科学的又はその他の資格のある高級職員及び一般職員の補助並びに政府の援助を受ける権限を与えられる。

第16条 庁印

庁は、長官が承認する形状及び図案の印を所有する。

第17条 法律及び規則の出版

長官は、本法その他の関連法律並びに庁の管轄内にある事項に関連する行政命令及び情報回状の小冊子を頒布のために印刷し、及び利用可能にさせる。

第18条 IPO 公報

本法の規定により公示することが必要な事項のすべては、IPO 公報と称する庁自身の刊行物において公示する。

第19条 庁の高級職員及び一般職員の資格剥奪

庁の高級職員及び一般職員は、雇用されている期間及びその後の1年の間、出願してはならず、特許付与のための出願及び実用新案、意匠又は標章の登録のための出願の代理人として行動してはならず、また、相続による場合を除き、如何なる特許、実用新案、意匠登録若しくは標章又はそれらにおける如何なる権利、資格若しくは利益をも取得してはならない。

第 2 部 特許に関する法律

第 1 章 総則

第 20 条 第 2 部の特許に関する法律において使用する用語の定義

第 2 部において使用するものとして、次の用語は以下の意味を有する。

20.1 「局」とは、特許局をいう。

20.2 「局長」とは、特許局長をいう。

20.3 「規則」とは、特許局長が作成し、長官が公布する特許事案における実施のための規則をいう。

20.4 「審査官」とは、特許審査官をいう。

20.5 「特許出願」又は「出願」とは、第 12 章及び第 13 章における使用の場合を除き、発明のための特許についての出願をいい、第 12 章及び第 13 章においては、「出願」とは、それぞれ実用新案及び意匠のための出願をいう。

20.6 「優先日」とは、第 31 条にいう同一の発明についての外国出願の出願日をいう。

第2章 特許性

第21条 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい。

第22条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エテール、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム

22.3 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会が植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、及び

22.6 公序良俗に反するもの

第23条 新規性

発明は、それが先行技術の一部である場合は新規であるとはみなさない。

第24条 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

24.1 発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所において公衆が利用することができるようにされているすべてのもの

24.2 本法の規定に従って公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、第31条の規定に従って先の出願の出願日を有効に請求する出願は、当該先の出願の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、その両方の出願の出願人又は発明者が同一ではないことを条件とする。

第 25 条 不利にならない開示

25.1 当該出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、その開示が次の場合に該当するときは新規性の欠如を理由として当該出願人を害さないものとする。

(a) その開示が当該発明者によってなされた場合

(b) その開示が特許庁によってなされ、当該情報が a. 当該発明者がした別の出願に記載され、かつ、当該庁によって開示されるべきではなかったか又は b. 当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識若しくは同意なしになされた出願に記載されている場合

(c) その開示が当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合

25.2 25.1 の規定の適用上、「発明者」とは、当該出願の出願日において特許を受ける権利を有していた者をもいう。

第 26 条 進歩性

26.1 発明を請求する出願の出願日又は優先日において当該発明が先行技術に照らして当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有する。

26.2 薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの(ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない)に基づく発明は、進歩性を有さない。

第 27 条 産業上の利用可能性

何れかの産業において製造し及び使用することができる発明は、産業上の利用可能性があるものとする。

第 3 章 特許を受ける権利

第 28 条 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者、その相続人又は譲受人に帰属する。2 以上の者が共同して発明した場合は、特許を受ける権利は、それらの者すべてに帰属する。

第 29 条 先願主義

2 以上の者が相互に別個にかつ独立して発明をした場合は、特許を受ける権利は、その発明について出願をした者に帰属し、同一の発明について 2 以上の出願があった場合は、特許を受ける権利は最先の出願日又は優先日を有する出願の出願人に帰属する。

第 30 条 委託によりなされた発明

30.1 契約に別段の定がない限り、その委託をした者が当該特許を所有する。

30.2 従業者がその雇用契約の期間内に発明をした場合は、特許は次のように帰属する。

(a) 発明行為がその正規の職務の一部ではない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用する場合であっても特許は従業者に帰属する。

(b) 発明が従業者に正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示の又は暗黙の合意がない限り特許は使用者に帰属する。

第 31 条 優先権

条約、協定又は法律によりフィリピンの国民に類似の特典を与える外国において同一の発明について先に出願をした者によりなされた特許出願は、その外国での出願をした日に出願をしたものとみなす。ただし、

(a) 当該出願において優先権を明示して主張し、

(b) 最先の外国での出願がなされた日から 12 月以内に出願し、かつ

(c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に当該外国での出願の認証謄本を英語での翻訳文とともに提出することを条件とする。

第4章 特許出願

第32条 出願

32.1 出願は、フィリピン語又は英語でなければならず、かつ、次のものを含まなければならない。

- (a) 特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム
- (e) 要約

32.2 当該出願が発明者を特定しない限り、特許は付与されない。出願人が発明者ではない場合は、庁は出願人が出願をする権利を有することを示す文書を提出することを求めることができる。

第33条 代理人又は代表者の選任

フィリピンの居住者ではない出願人は、特許出願又は特許に関する司法上又は行政上の手続のための通知又は処分が送達されるフィリピンに居住する代理人又は代表者を選任し、かつ、保持しなければならない。

第34条 願書

願書には、特許の付与を求める申立、出願人、発明者及び代理人の名称並びにその他の事項並びに発明の名称を記載する。

第35条 発明の開示及び明細書

35.1 開示—出願には、当該技術の熟練者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な記述方法で発明を開示する。出願が微生物学的方法又はそれにより得られる物に関連し、その発明を当該技術の熟練者が実施することができるような方法で出願において十分に開示することができない微生物の使用に係り、かつ、その微生物を公衆が利用することが可能でないものである場合は、出願は当該微生物の国際寄託機関への寄託によって補う。

35.2 説明—発明の説明の内容及びその記載の順序については、規則に定める。

第36条 クレーム

36.1 出願には、保護が求められている事項を明示する1以上のクレームを記載する。クレームは、明確かつ簡潔に記載されていなければならない。また、明細書により裏付がなされていなければならない。

36.2 クレームの記述の仕方については、規則に定める。

第37条 要約

要約は、150語以内であることが望ましく、かつ、明細書、クレーム及び図面に含まれている発明の開示の簡潔な概要からなるものとする。要約は、技術的課題、発明による課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるように起草する。要約は、

技術情報としてのみに用いる。

第 38 条 発明の単一性

38.1 出願は、1 の発明又は単一の包括的発明概念を形成する一群の発明についてのみ行う。

38.2 単一の包括的発明概念を形成しない複数の独立した発明が 1 の出願において請求されている場合は、局長は当該出願を単一の発明に限定することを要求することができる。分割する発明についてされる後の出願は、最初の出願と同一の日に出願されたものとみなす。ただし、分割の要求が最終となった後 4 月以内又は 4 月を超えない範囲で認められる追加の期間内に後の出願がなされることを条件とする。分割出願は、当初の出願における開示を超えてはならない。

38.3 発明の単一性を満たさない出願に特許が付与されたという事実は、特許を取り消す理由とはならない。

第 39 条 対応する外国での特許出願に関する情報

出願人は、局長の求に応じて、庁にした出願において請求する発明と同一又は実質的に同一の発明について外国でした特許出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号並びに同外国出願に関する他の資料を提出しなければならない。

第 5 章 特許付与手続

第 40 条 出願日の要件

40.1 特許出願の出願日は、少なくとも次のものを庁が受理した日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示の又は暗示の表示
- (b) 出願人を特定する情報
- (c) フィリピン語又は英語で記載された発明の明細書及び 1 以上のクレーム

40.2 前項にいうものの何れかが規則に定める期間内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第 41 条 出願日の付与

庁は、特許出願が第 40 条に規定する出願日を与えるための要件を満たしているか否かについて審査する。出願日を与えることができない場合は、当該出願は規則の規定に従って欠陥を訂正する機会を与えられる。出願が第 40 条にいう事項のすべてを記載していない場合は、出願日はそれらのすべてを受理した日とする。所定の期間内に欠陥が是正されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第 42 条 方式審査

42.1 特許出願は、出願日を与えられ、かつ、所定の手数料が規則の規定に従って納付された後に所定の期間内に第 32 条及び規則に規定する方式上の要件を満たさなければならず、満たさなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

42.2 出願の再審査及び回復の手続並びに審査官による最終指令に対する特許局長への不服申立のための手続については、規則に定める。

第 43 条 分類及び調査

方式上の要件を満たした出願については、分類を付与し、及び先行技術を決定するために調査を行う。

第 44 条 特許出願の公開

44.1 特許出願は、出願日又は優先日から 18 月を経過した後、庁により又は庁のために作成された先行技術を記載した文献を引用する調査書とともに IPO 公報において公開する。

44.2 特許出願の公開の後、利害関係人は庁に提出された出願書類を閲覧することができる。

44.3 長官は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することとなると認める場合は、出願の公開を禁止し又は制限することができる。

第 45 条 公開前の秘密保持

公開されるに至っていない特許出願及びそのすべての関係書類は、出願人の同意がない限り閲覧に供することはできない。

第 46 条 公開後の特許出願に与えられる権利

出願人は、公開された出願において請求している発明について出願人の許可を得ないで第 71 条の規定により与えられる権利の何れかを使用した者に対して、あたかもその発明について特許が与えられているかのように第 76 条に規定する特許権者の権利のすべてを有する。ただし、その者が次の何れかに該当することを条件とする。

46.1 使用していた発明が公開された出願の主題であることをその者が実際に知っていたこと

46.2 使用していた発明が出願番号により特定した公開された出願の主題であることの書面による通知をその者が受け取っていたこと。ただし、訴訟は、当該公開された出願に特許が付与されるまで、かつ、訴える行為がなされてから 4 年以内は提起することができない。

第 47 条 第三者による所見申立

特許出願の公開の後、何人も、その発明の特許性について書面により所見を申し立てることができる。所見は、出願人に送付され、出願人は、所見について見解を述べることができる。庁は、所見及び見解を受け取ったことを通知し、それらをそれらが関係する出願のファイル・ラッパーに収める。

第 48 条 実体審査の請求

48.1 出願は、第 44 条の規定による公開の日から 6 月以内に当該出願が第 21 条から第 27 条まで及び第 32 条から第 39 条までに規定する要件を満たしているか否かを決定することを求める書面による請求を提出し、かつ、所定の期間内に手数料を納付しない限り、取り下げられたものとみなす。

48.2 審査請求の取下は遡及の効果を有さず、手数料は返還されない。

第 49 条 出願の補正

出願人は、審査の段階において特許出願を補正することができる。ただし、その補正には当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含むことはできない。

第 50 条 特許の付与

50.1 出願が本法に規定する要件を満たす場合は、庁は特許を付与する。ただし、すべての手数料を所定の期間内に納付することを条件とする。

50.2 特許の付与及び印刷のための所定の手数料を所定の期間内に納付しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

50.3 特許は、IPO 公報において特許が付与されたことを公示した日から効力を生じる。

第 51 条 出願の拒絶

51.1 特許の付与を拒絶する審査官による最終指令は、本法の規定に従って局長に不服申立をすることができる。

51.2 局長による拒絶の命令に不服を申し立てるための手続については、規則に定める。

第 52 条 特許の付与の公示

52.1 特許の付与は、他の関連する情報とともに規則に定める期間内に IPO 公報において公示

する。

52.2 利害関係人は、庁のファイル・ラッパーにある当該特許の明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

第 53 条 特許の内容

特許は、フィリピン共和国の名称において庁の印を付して発行し、局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

第 54 条 特許権の存続期間

特許権の存続期間は、出願日から 20 年とする。

第 55 条 年次手数料

55.1 特許出願又は特許を維持するためには、出願が第 44 条の規定により公開された日から 4 年の期間の経過後及びその後の年における公開日に対応する日に年次手数料を納付しなければならない。納付は、その日の前 3 月以内に行うことができる。年次手数料を納付する義務は、出願が取り下げられ、拒絶され又は取り消された場合は終了する。

55.2 年次手数料を納付しなかった場合は、年次手数料を納付すべきであった期間の満了の次の日に特許出願が取り下げられたものとみなし、又は特許が失効したものとみなす。年次手数料の不納により出願が取り下げられ又は特許が失効した旨の告示については IPO 公報において行い、特許の失効については庁の登録簿に記録する。

55.3 年次手数料の納付については、遅延した納付に対する所定の割増料の納付により 6 月の猶予期間が与えられる。

第 56 条 特許の放棄

56.1 特許権者は、庁の記録にある当該特許及び当該特許に係る発明における若しくはそれらに対する権利、ライセンスその他の権利、所有権又は利益を有する者全員の合意を得て、当該特許又はその 1 以上のクレームを取消のために庁に対し放棄することができる。

56.2 前項にいう関係者は、本条の規定に基づく特許の放棄について、庁に対して異議がある旨の通知をすることができ、その通知があった場合は、局は特許の所有者に通告し、及びその問題について決定する。

56.3 庁は、特許を適切に放棄することができることを認めた場合は、その申出を受け入れることができ、当該特許は、その受入の告示が IPO 公報に公示された日から効力を失う。ただし、侵害訴訟があり、又は政府の事業のための当該特許発明の使用について正当な補償が生じている場合はこの限りでない。

第 57 条 庁による誤りの訂正

局長は、庁の記録に明確に記載されているにも拘らず庁の責任により生じた特許における誤りについて、手数料を取ることなしに当該特許を記録に一致させるように訂正する権限を有する。

第 58 条 出願における誤りの訂正

局長は、関係者の請求及び所定の手数料の納付に基づいて庁の責任によって生じたものではない形式的かつ事務的性質の誤りを訂正する権限を有する。

第 59 条 特許における変更

59.1 特許権者は、特許について次の変更をすることを局に請求する権利を有する。

- (a) 当該特許により与えられている保護の範囲を制限すること
- (b) 明白な誤りを訂正し又は事務的な誤りを訂正すること
- (c) (b)にいう誤りのほか、善意でした誤りを訂正すること

ただし、その変更により当該特許により与えられている保護の範囲が拡張することとなる場合は、その変更は、特許の付与から 2 年の期間の経過後には請求することができず、また、その変更は、公示された特許に依存した第三者の権利に影響しない。

59.2 特許における変更は、当該特許における開示が出願時の出願における開示を超えることとなる場合は認められない。

59.3 本条の規定により庁が特許を変更する場合は、その限りにおいて庁はそれを公示する。

第 60 条 補正の様式及び公示

特許の補正又は訂正は、庁の印章により証明され、局長が署名した補正又は訂正の証明書を伴わなければならない。その証明書は当該特許に添付する。補正又は訂正の公示は、IPO 公報において行い、庁が保持し又は与える特許の謄本は、補正又は訂正の証明書の謄本を含む。

第 6 章 特許の取消及び特許権者の入替

第 61 条 特許の取消

61.1 利害関係人は、所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて特許又はそのクレーム若しくはその部分を取り消すことを請求することができる。

(a) 発明として請求されているものが新規でないか又は特許することができないものであること

(b) 特許が、当該技術の熟練者が実施することができる程には十分に明確かつ完全には当該発明を開示していないこと

(c) 特許が公序良俗に反すること

61.2 取消の理由が何れかのクレーム又はその部分に関するものである場合は、その限りにおいて取消を請求することができる。

第 62 条 請求の要件

請求は書面で庁に提出し、書面は請求者又は事実を知るその代理人により宣誓され、請求の理由を明示し、かつ、請求の理由となる事実についての陳述を含まなければならない。請求書には、請求において言及する印刷刊行物又は他の国の特許の写その他の証拠資料を、それらが英語でない場合は英語の翻訳とともに添付しなければならない。

第 63 条 聴聞の告示

取消の請求書が提出された場合は、法律局長は、庁の記録にある特許権者並びに当該特許及び当該特許に係る発明における若しくはそれらに対する権利、ライセンスその他の権利、所有権又は利益を有する者全員に対して速やかに提出があった旨を通告し、かつ、それらの者全員及び請求人に聴聞の日を通告する。請求書の提出があった旨の公示は、IPO 公報において行う。

第 64 条 3 人委員会

高度に技術的な事項に関する事案の場合は、法律局長は、何れかの当事者の申立に基づいて、委員長としての法律局長及び取消が求められている特許が属する技術分野において経験又は専門知識を有する者の 2 からなる委員会が請求について聴聞し、及び決定することを命じることができる。委員会の決定については、長官に不服申立をすることができる。

第 65 条 特許の取消

65.1 委員会は、取消の事案が立証されたと認める場合は、特許又はその特定のクレームを取り消すことを命令する。

65.2 委員会は、取消手続において特許権者がした補正を考慮し、取消が請求されている特許及び発明が本法に規定する要件を満たしていると認めた場合は、補正された特許を維持する旨決定することができる。ただし、補正された新しい特許の印刷手数料が規則に定める期間内に納付されることを条件とする。

65.3 補正された新しい特許の印刷手数料が所定の期間内に納付されなかった場合は、特許は無効にする。

65.465.2 の規定により特許が補正される場合は、局は、取消に係る決定を公示するときに、補正がどのようなものからなるかを明示的に示す要約、代表的クレーム及び図面を公示する。

第 66 条 特許又はクレームの取消の効果

特許又はその特定のクレームの権利は、取消によって終了する。取消の公示は、IPO 公報において行う。長官が規制しない限り、法律局長の決定又は命令は、不服申立が係属中であっても直ちに執行する。

第7章 特許を受ける権利を有する者の救済

第67条 特許を受ける権利を有さない者による特許出願

67.1 最終的な裁判所の命令又は決定により第29条にいう出願人以外の者が特許を受ける権利を有するものとして宣言された場合は、その者は、その決定が確定した後3月以内に次の何れかを行うことができる。

- (a) 当該出願人に代わって、その出願を自己の出願として手続を進める。
- (b) その同じ発明について新しい特許出願をする。
- (c) その出願が拒絶されることを請求する。
- (d) 特許が既に付与されている場合は、その特許の取消を求める。

67.238.2の規定は、67.1(b)の規定による新しい出願に準用する。

第68条 真実かつ実際の発明者の救済

同意を与えることなく又は欺瞞により特許を奪われた者が最終的な裁判所の命令又は決定により真実かつ実際の発明者であると宣言された場合は、裁判所は、その者を特許権者として入れ替え、又は当該真実の発明者の選択により当該特許を取り消し、事情が保証する場合は、その者のために実際の及びその他の損害賠償を裁定する。

第69条 裁判所の命令の公示

裁判所は、第67条及び第68条にいう命令又は決定の謄本を庁に提供し、庁は、その命令又は決定をそれが確定した日から3月以内にIPO公報において公示し、かつ、庁の登録簿に記録する。

第70条 裁判所に提訴する期間

第67条及び第68条にいう行為は、それぞれ第44条及び第51条の規定に従ってなされる公示の日から1年以内にするものとする。

第8章 特許権者の権利及び特許の侵害

第71条 特許により与えられる権利

71.1 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合は、許諾を得ていない者による当該物の生産、使用、販売の申出、販売又は輸入を止めさせ、妨げ又は防止する権利

(b) 特許の対象が方法である場合は、許諾を得ていない者による当該方法の使用並びに当該方法により直接的に又は間接的に得られる物の製造、取扱、使用、販売若しくは販売の申出又は輸入を止めさせ、防止し又は妨げる権利

71.2 特許権者は、また、その特許を譲渡し又は承継により移転する権利及びその特許についてライセンス許諾契約を締結する権利を有する。

第72条 特許権の制限

特許権者は、次の場合においては第三者が特許権者の許諾を得ないで第71条にいう行為をすることを防止する権利を有さない。

72.1 特許製品の所有者により又はその者の明示の承諾を得てフィリピン市場に出された当該物を使用すること。ただし、当該製品がフィリピン市場に出された後にその使用が行われる場合に限る。薬剤製品に関して、特許権の制限は、特許権者又は当該発明の実施許諾を得た第三者がフィリピン国内又は国外の地において当該薬剤製品を流通させた後に適用する。さらに、本条にいう薬剤製品を輸入する権利は、いかなる政府機関又は私的な第三者も取得することができる。

72.2 その行為が私的にかつ非商業的規模において又は非商業的目的のためになされる場合。ただし、特許権者の経済的利益を重大に害さない場合に限る。

72.3 その行為が、専ら科学又は教育のためになされる発明の実験的使用、若しくはそのような科学又は教育のための実験的使用と直接に関連する活動である場合。

72.4 薬剤製品に関して、発明(当該発明に関連するあらゆるデータを含む)の試験、使用、生産又は販売行為であって、製品の製造、建設、使用又は販売を規制するフィリピン又は外国の法の下で要求される、情報の開発及び提出並びに政府の規制当局による承認の発行に合理的に関連づけられた目的での行われるもの。原特許権者が提出したデータは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)第39条第3項に規定する不正商業使用をされることを避けるために、知的財産庁は、適切な政府機関と協議を行い、本法の施行日から120日以内に適切な規則と必要な規定を公布しなければならない。

72.5 個人のために、薬局又は薬剤師が処方に基づいて製剤する行為、又はその製剤された薬剤に関連する行為。

第73条 先使用者

73.1 第72条の規定に拘らず、特許が付与される出願の出願日又は優先日の前に企業若しくは営業において善意で当該発明を使用していたか又は当該発明を使用する真摯な準備をしていた先使用者は、当該特許がその効力を生じる領域内においてその準備において意図していた当該発明の使用を継続する権利を有する。

73.2 先使用者の権利は、企業若しくは営業又は使用若しくは使用の準備がなされていた企業

若しくは営業の一部とともにする場合に限り、移転又は譲渡することができる。

第74条 政府による発明の使用

74.1 政府機関又は政府の許可を得た第三者は、特許権者の同意がなくても次の場合は発明を実施することができる。

(a) 政府の適当な機関が定める公共の利益、特に国家の安全、栄養若しくは健康又はその他の分野の発展のために必要な場合

(b) 特許権者又は実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合

74.2 政府又は政府の許可を得た第三者による使用については、第95条から第97条まで及び第100条から第102条までに規定する条件を準用する。

74.3 本規定の実施により生じた全ての事件は、法律により管轄権を有する裁判所が審理する。フィリピンの最高裁判所を除き、いかなる裁判所も、仮差止命令又は仮処分又はその他本規定の速やかな実現を防止する暫定救済命令を発行することはできない。

74.4 知的財産庁(IPO)は、適切な政府機関と協議を行い、本法の発効日より120日以内に本規定に定める所定の特許発明の使用または実施に関する適切な規則及び規定を公布しなければならない。

第75条 保護の範囲及びクレームの解釈

75.1 特許により与えられる保護の範囲は、クレームによって定める。クレームは、明細書及び図面を考慮して解釈する。

75.2 特許により与えられる保護の範囲を定めるにあたっては、クレームに記載されている要素のみならず均等物をも含んでクレームが考察されるように、クレームに記載されている要素に均等である要素を適切に考慮する。

第76条 侵害に対する民事訴訟

76.1 特許権者の許諾を得ていない特許を受けた物若しくは特許を受けた方法により直接的に若しくは間接的に得られた物の生産、使用、販売の申出、販売若しくは輸入又は特許を受けた方法の使用は、特許の侵害である。本法の第72.1条、第72.4条(特許権の制限)、第74条(政府による発明の使用)、第93.6条(強制ライセンス許諾)、第93-A条(「TRIPS協定」に基づく特別強制ライセンス許諾の発行手続)の適用される事案はこの限りではない。

76.2 権利を侵害されている特許権者又は当該特許発明における若しくはその発明に対する権利、所有権若しくは利益を有する者は、侵害によって受けた損害及び弁護士費用その他の訴訟費用の侵害者による弁償並びに自己の権利の保護のための差止を求めて管轄裁判所に民事訴訟を提起することができる。

76.3 損害賠償が不適切であるか又は合理的な確かさで容易に確かめることができないものである場合は、裁判所は、適切な実施料に等しい額を損害賠償として裁定することができる。

76.4 裁判所は、事案に応じて、実際に受けた損害として認定した額を超える額で損害賠償を裁定することができる。ただし、裁定は、実際の損害の額の3倍を超えないものとする。

76.5 裁判所は、裁量により、侵害物並びに侵害において主に使用される材料及び装置を流通経路から除外するか又は廃棄することを、補償することなく命じることができる。また、

76.6 特許の侵害を積極的に誘発するか又は特許発明の侵害のために特に使われるものであり、かつ、実質的に侵害しない使用には適さないものであることを知りながら特許を受けた物若しくは特許を受けた方法により製造される物の部品を侵害者に積極的に提供する者は、寄与侵害者として法律上の責任を有し、かつ、侵害者とともに共同して及び別個に法律上の責任を有する。

第 77 条 外国籍を有する者による侵害訴訟

第 3 条の要件を満たす外国人又は外国法人であってフィリピンにおいて営業をしていないが本法の規定に従って特許を付与され又は譲渡された者は、現行法に基づいてフィリピンにおいて営業をする許可を得ているか否かに拘らず、特許侵害について訴訟を提起することができる。

第 78 条 方法特許；立証責任

特許の対象が物を得るための方法である場合において、その物が新規性のあるものであるか又は同一の物が当該特許を受けた方法によって生産された実質的な可能性があり、かつ、特許権者が適切な努力をしたにも拘らず実際に使用された方法を確定することができなかつたときは、同一である物はすべて当該特許を受けた方法の使用によって得られたものと推定する。裁判所は、その同一の物を得る方法が特許を受けた方法とは異なることを被告が立証することを命じるにあたり、実行可能な限りにおいてその製造上及び事業上の秘密を保護する措置を講じる。

第 79 条 損害賠償のための訴訟の制限

侵害訴訟の提起より 4 年以上前になされた侵害行為については、損害賠償を求めることはできない。

第 80 条 損害賠償；告知要件

侵害者が当該特許について知るに至った時又は当該特許について知る合理的理由を有するに至った時より前になされた侵害行為については、損害賠償を求めることはできない。特許を受けた物、当該物品を公衆に供給するための容器若しくは包装又は特許を受けた物若しくは特許を受けた方法に係る広告に「フィリピン特許」の文字を当該特許の番号とともに表示した場合は、侵害者は当該特許について知っていたものと推定する。

第 81 条 侵害訴訟における防御

侵害訴訟において、被告は、利用することができる他の防御に加えて、第 61 条に規定する取消の請求をすることができる理由の何れかに基づいて当該特許又はそのクレームの何れかについて無効を主張することができる。

第 82 条 無効と認定された特許の取消

侵害訴訟において、裁判所は、当該特許又はそのクレームの何れかが無効であると認定した場合は、それを取り消し、法律局長は、裁判所による取消の終局判決を受領したときにはその事実を庁の登録簿に記録し、かつ、IPO 公報においてその旨公示する。

第 83 条 侵害訴訟における裁判所補佐人

83.1 裁判所は、2 以上の裁判所補佐人を選任することができる。裁判所補佐人は、訴訟の対象が必要とする所要の科学的及び技術的知識を有する者とする。何れの当事者も、選任のために推薦された裁判所補佐人の適格性について争うことができる。

83.2 各裁判所補佐人は、裁判所が定め、かつ、原告が前納する額の報酬を受ける。この報酬は、原告が訴訟において勝った場合は、原告の費用の一部として裁定される。

第 84 条 侵害の反復に対する刑事訴訟

侵害者に不利な裁判所の判決の確定の後において侵害者又は侵害者と共謀する者が反復して侵害をする場合は、それらの者は、損害賠償のための民事訴訟の提起に影響することなく当該行為について刑事上の責任を有するものとし、有罪判決に基づいて、裁判所の裁量により、6 月以上 3 年以内の懲役若しくは 100,000 ペソ以上 300,000 ペソ以下の罰金又はその両方に処せられる。本条に規定する刑事訴訟は、罪を犯した日から 3 年で時効とする。

第9章 自発ライセンス許諾

第85条 自発ライセンス契約

技術の移転及び普及を促進し、かつ、特別な場合においては競争及び通商に悪影響を及ぼす知的所有権の乱用を構成する可能性がある慣行及び状況を防止し又は規制するため、すべての技術移転取決めは本章の規定を満たさなければならない。

第86条 実施料に関する紛争の解決の管轄

資料・情報・技術移転局の局長は、技術移転に係る支払から生じる技術移転取決めの当事者間の紛争を解決するにあたり、適当な実施料額又は実施料率の設定を含み、準司法的な権限を行使する。

第87条 禁止される条項

第91条の規定による事案の場合を除くほか、次の条項は競争及び通商に悪影響を及ぼすものと推定する。

87.1 許諾者が指定する資本財、中間製品、原材料及びその他の技術又は常雇用従業者を特定の者から入手する義務を実施権者に課す条項

87.2 ライセンスに基づいて製造する物の販売価額又は再販売価額を定める権利を許諾者が留保することを定める条項

87.3 生産の量及び構成に関する制限を含む条項

87.4 非排他的技術移転取決めにおいて競合する技術の使用を禁止する条項

87.5 許諾者に有利になるように全体の又は部分的な購入の選択を定める条項

87.6 ライセンスされた技術の使用によって達成することができる発明又は改良を許諾者に無償で移転することを実施権者に義務づける条項

87.7 使用されない特許について特許権者に実施料を支払うことを要求する条項

87.8 ライセンスされた物を製造し又は頒布する排他的ライセンスが既に与えられている国への輸出等の許諾者の正当な利益の保護のために正当である場合を除くほか、実施権者がライセンスされた物を輸出することを禁止する条項

87.9 実施権者の責に帰する理由によって技術移転取決めが早期に終了する場合を除くほか、技術移転取決めの終了後における提供された技術の使用を制限する条項

87.10 特許その他の工業所有権に対する支払をそれらの権利の満了又は終了の後において要求する条項

87.11 技術の提供者が所有する特許の有効性について技術の受取者が争わないことを要求する条項

87.12 移転される技術を吸収し及び国内の状況に適合させるための実施権者の研究開発活動を制限し又は、新しい物、方法若しくは設備に関連して研究開発計画を開始することを制限する条項

87.13 許諾者が定める品質基準を損なわない限りにおいて実施権者が輸入される技術を国内の状況に適合させ又はその技術に新機軸を導入することを妨げる条項

87.14 技術移転取決めに基づく許諾者の責務を満たさないことへの責任又はライセンスされた物若しくはライセンスされた技術の使用により提起される第三者の訴訟から生じる責任につ

いて許諾者を免責する条項

87.15 その他同等な効果を有する条項

第 88 条 必須の条項

自発ライセンス契約には、次の条項を含まなければならない。

88.1 フィリピンの法令が契約の解釈を決定するものとし、かつ、訴訟において裁判地は実施権者が主たる事業所を有する地域を管轄する裁判所とする条項

88.2 技術移転取決めの期間の間、当該技術に係る技法及び方法における改良を常に利用することができることとする条項

88.3 技術移転取決めにおいて仲裁について規定する場合にあつては、フィリピンの仲裁法の仲裁手続又は国際通商法に関する国際連合委員会仲裁規則若しくは国際商工会議所の調停及び仲裁の規則を適用するものとし、かつ、仲裁地はフィリピン又は中立国とする条項

88.4 技術移転取決めに関する支払についてのフィリピンの税金を許諾者が負担することとする条項

第 89 条 許諾者の権利

技術移転取決めで別段の定がない場合は、当該ライセンスの付与は、許諾者による第三者へのその後のライセンスの付与及び許諾者自身による当該技術移転取決めの対象の実施を妨げない。

第 90 条 実施権者の権利

実施権者は、技術移転取決めの全期間にわたって当該技術移転取決めの対象を実施する権利を与えられる。

第 91 条 特別な事案

高度な技術的内容、外国との取引における収益、雇用の創出、産業の広域的普及、国内の原材料への置換若しくは国内の原材料の使用における増加又は投資委員会の場合における先駆者の地位を有する登録団体の増加等の国内の経済に対して重要な利益をもたらす特別な又は価値のある事案においては、資料・情報・技術移転局は、事案の評価の後、事案ごとに前条までに規定する要件からの免除を認めることができる。

第 92 条 資料・情報・技術移転局での登録の不要

第 86 条及び第 87 条の規定を満たす技術移転取決めは、資料・情報・技術移転局への登録を必要としない。第 87 条及び第 88 条の規定を満たさない技術移転取決めは、特別な事案に関する第 91 条の規定に基づいて承認され、かつ、資料・情報・技術移転局に登録されない限り、自動的に執行不能とされる。

第 10 章 強制ライセンス許諾

第 93 条 強制ライセンス許諾の理由

知的財産庁の長官は、次の何れかの状況においては、特許権者の合意がなくても、特許発明を実施する能力を有することを立証した者に当該発明を実施する許可を与えることができる。

93.1 国家非常事態その他の極度の緊急事態

93.2 政府の適当な機関が定める公共の利益、特に国家の安全、栄養、健康又は国の経済のその他の重要な分野の発展のために必要な場合

93.3 特許権者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合

93.4 正当な理由のない、特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合

93.5 特許発明がフィリピンにおいて実施されることができるとも拘らず、正当な理由なくしてフィリピンにおいて商業的規模で実施されていない場合。ただし、当該特許を受けた物品の輸入は、当該特許の実施又は使用を構成する。(第 34 条, 34-A 条, 34-B 条, R. A. No. 165a)

93.6 衛生局長が、薬剤製品の需要が合理的条件において適切な範囲を満たしていないと判断した場合。

93-A 「TRIPS 協定」に基づく特別強制ライセンスの発行手続

93-A.1 知的財産庁の長官は、衛生局長による書面による勧告に基づいて、申請の提出により、特許薬剤製品の輸入に関する特別強制ライセンスを付与する。本条にいう輸入に関する特別強制ライセンスとは、品質が優良で、かつ値段が合理的な薬品の取得を確保するための特別代替手続であり、その第一目的は国内消費を満たすことである。この場合、特許権者に対して、輸出又は輸入国は十分な報酬を支払わなければならない。強制ライセンスには、実施権者が合理的措置を利用して本条に基づき輸入された薬剤製品の再輸出を阻止する条項を含まなければならない。

本条に基づき特別強制ライセンスの付与は、共和国法第 8293 号第 100.4 条及び第 100.6 条の例外として、速やかに実施しなければならない。

フィリピン最高裁判所を除き、いかなる裁判所も、仮差止命令又は仮処分又はそのほかの強制ライセンス付与を妨げる仮救済命令を発行することはできない。

93-A.2 強制ライセンスは、薬剤の生産能力を十分に、又は全く有さない国に対して、当該国の公衆衛生問題を解決するために、薬剤製品を生産・輸出することに適用する。当該国は、「TRIPS 協定」の規定に基づき、当該強制ライセンスを付与し、若しくは通知又はその他方法を通じて自国の管轄範囲内において当該特許薬剤をフィリピンから輸入することが認められる。

93-A.3 本条に基づいて付与された強制ライセンスの権利は、「TRIPS 協定」及びフィリピン法律、特に改正された知的所有権法第 72.1 条、第 74 条における権利、義務及び適用を制限し、又は害してはならない。特別強制ライセンスに基づき製造した薬剤の「TRIPS 協定」及び他の適用される法律によって許可された輸出を害してはならない。

第 94 条 強制ライセンスの申請を提出する期間

94.1 強制ライセンスは、93.5 にいう理由に基づく場合については、出願日から 4 年の期間又

は特許日から 3 年の期間のうち遅く満了する期間が満了するまでは申請することができない。
94.293.2 から 93.4 まで、93.6 及び第 97 条にいう理由の何れかに基づく強制ライセンスは、
特許の付与の後いつでも申請することができる。(第 34(1)条 R. A. No. 165)

第 95 条 合理的な商業上の条件でライセンスを得るための要件

95.1 ライセンスは、申請者が合理的な商業上の条件で特許権者から許諾を得る努力を行ったにも拘らず合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り与える。

95.2 前項に規定する要件は、次の場合は適用しない。

(a) 強制ライセンスの申請が司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正することを求める場合

(b) 国家非常事態その他の極度の緊急事態の場合

(c) 公的な非商業的使用の場合、又は

(d) 衛生局長が、フィリピンにおける薬剤製品の需要が合理的条件において適切な範囲を満たしていないと判断した場合。

95.3 国家非常事態その他の極度の緊急事態の場合は、特許権者は速やかに通知を受ける。

95.4 公的な非商業的使用の場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなくして政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

95.5 衛生局長は、フィリピンにおける薬剤製品の需要が相当期間、適切な範囲を満たしていないと判断した場合は、速やかに特許権者に通知しなければならない。

第 96 条 半導体技術に係る特許の強制ライセンス許諾

半導体技術に係る特許の強制ライセンス許諾の場合は、ライセンスは、公的な非商業的使用の場合において又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のためにのみ与えることができる。

第 97 条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス

国内において、ある特許(以下「第 2 特許」という)により保護される発明が、先の出願又はより早い優先の利益を有する出願に付与された他の特許(以下「第 1 特許」という)を侵害することなしには実施することができない場合は、第 2 特許権者がその発明を実施するために必要な範囲において、次の条件に従い、第 2 特許権者に強制ライセンスを与えることができる。

97.1 第 2 特許に係る発明には、第 1 特許との関連において相当な経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

97.2 第 1 特許権者は、合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用するクロスライセンスを得る権利を有する。

97.3 第 1 特許について許諾された使用は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

97.4 第 95 条、第 96 条及び第 98 条から第 100 条までの条件

第 98 条 申請の様式及び内容

強制ライセンス許諾の申請は、申請者が宣誓し、かつ、所定の手数料の納付を伴った書面によりしなければならない。書面には、申請者及び同伴者の名称及び住所又は居所、強制ライセンスを求める特許の番号及び付与日、特許権者の名称、発明の名称、強制ライセンスを求める法上の理由、申請者の申請要因を構成する主要事実並びに果たすべき救済を記載しなければならない。

第 99 条 審理の通知

99.1 法律局長は、申請があったときは、庁の記録にある特許権者並びに当該特許及びそれに係る発明において又はそれらについて権利、ライセンスその他の権利、所有権若しくは利益を有する者のすべてに申請があった旨速やかに通知し、かつ、それらの者及び申請者に審理の日を通知する。第 33 条の規定に従って選任された国内に居住する代理人又は代表者は、本条にいう申請があった旨の通知書を受領しなければならない。

99.2 庁は、各申請について、一般紙において連続する 3 週間の各週に 1 回及び IPO 公報において 1 回、当該通知書を申請者の負担により公示する。

第 100 条 強制ライセンスの条件

強制ライセンスの実施料率を含む基本的条件については、法律局長が次の条件に従って定める。

100.1 ライセンスの範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。

100.2 ライセンスは、非排他的である。

100.3 ライセンスは、当該発明を実施する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

100.4 ライセンスの対象の使用は、主としてフィリピン市場への供給のために充てられる。ただし、この制限は、当該ライセンスの付与が特許権者の当該特許の実施の態様が司法上又は行政上の手続により反競争的と決定されたことによる場合は、適用しない。

100.5 ライセンスは、その付与をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにないことを適切に立証することにより取り消すことができる。ただし、実施権者の正当な利益に対して適切な保護を与えるものとする。

100.6 付与又は許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、適当な報酬を受ける。ただし、ライセンスが司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正するために付与された場合においては、報酬の額の決定にあたり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。

第 101 条 強制ライセンスの修正、取消及び放棄

101.1 法律局長は、特許権者又は実施権者の請求により、修正を正当化する新しい事実又は状況についての適切な立証に基づいて、強制ライセンス付与の決定を修正することができる。

101.2 法律局長は、特許権者の請求により、次の場合は強制ライセンスを取り消すことができる。

(a) 強制ライセンス付与の理由が存在しなくなり、かつ、再発しそうにない場合

(b) 実施権者が国内市場への供給を開始せず、そのための真摯な準備もしなかつた場合

(c)実施権者がライセンスに定める条件を満たさなかった場合

101.3 実施権者は、庁に提出する書面による宣言によりライセンスを放棄することができる。

101.4 法律局長は、修正、放棄又は取消を登録簿に記録し、特許権者及び実施権者に通知し、かつ、IPO 公報において公示する。

第 102 条 実施権者の免責

本章の規定に従って与えられるライセンスに基づいて特許を受けた物、物質又は方法を実施する者は、侵害については如何なる責任も問われない。ただし、自発ライセンス許諾の場合は、許諾者との共謀がないことを立証することを要する。この場合において、許諾者がライセンスに基づく実施料として実施権者から得たものを許諾者から取る正当な特許権者の権利は損なわれない。

第 11 章 権利の譲渡及び移転

第 103 条 権利の移転

103.1 特許又は特許出願及びそれらに係る発明は、民法に基づく他の財産権と同じように保護される。

103.2 発明並びに特許及び特許に係る発明における又はそれらに対する権利、所有権又は利益は、譲渡し、若しくは相続若しくは遺贈により移転することができ、又はライセンス契約の対象とすることができる。

第 104 条 発明の譲渡

譲渡は、特許及び特許に係る発明における若しくはそれらに対する権利、所有権若しくは利益の全体について、又は特許及び発明の部分についてすることができ、後者の場合においては、関係者は共同の特許権者となる。譲渡は、特定の地域に限定してすることができる。

第 105 条 譲渡の様式

譲渡は、公証人又は宣誓を司り若しくは公証行為を行う権限を有するその他の官吏の面前で確認され、かつ、公証人又はそのような官吏の署名及び職印をもって認証された書面でしなければならない。

第 106 条 記録

106.1 庁は、発明及び特許若しくは特許出願若しくはそれらが係る発明における又はそれらに対する権利、所有権若しくは利益の移転に関する譲渡書、ライセンス書その他の文書であって登録のために所定の様式で庁に提出されるものを、登録のために庁が保持する帳簿及び記録簿に記録する。文書の原本及び署名した副本 1 通を提出するものとし、また、その内容は秘密に保つべきものとする。原本を提出することができない場合は、真正な写であることが認証された写 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、副本又は 1 通の写を保持し、原本又は他の 1 通の写を提出した当事者に還付し、かつ、記録したことの通知を IPO 公報に掲載する。

106.2 前項にいう文書は、当該文書の日付から 3 月以内に又は後の取得又は譲渡抵当設定の前に庁において記録されない限り、有価約因としては通知することなくして後の取得者又は譲渡抵当債権者に対して無効である。

第 107 条 共同特許権者の権利

2 以上の者が、共有としての特許の付与によるか、特許及び発明における持分の譲渡によるか又は持分の相続により、特許及び特許に係る発明を共有している場合は、各共有者は自己の利益のために当該発明を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入する権利を有する。ただし、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ又は他の共有者と持分に比例して利益を分配しなければ、ライセンスを与え又は自己の権利、所有権若しくは利益若しくはその一部を譲渡することはできない。

第 12 章 実用新案の登録

第 108 条 特許に関する規定の準用

108.1 第 109 条の規定に従うことを条件として、特許に関する規定は、実用新案に準用する。

108.2 第 29 条の規定にいう場合において特許を受ける権利が実用新案登録を受ける権利と抵触するときは、同条は、「特許」を「特許又は実用新案登録」と読み替えて適用する。

第 109 条 実用新案に関する特別規定

109.1 (a) 発明は、新規性があり、かつ、産業上の利用可能性がある場合は、実用新案として登録を受けることができる。

(b) 第 21 条「特許を受けることができる発明」は、保護の条件としての進歩性への言及の部分を除くほか、適用する。

109.2 第 43 条から第 49 条までの規定は、実用新案登録出願には適用しない。

109.3 実用新案登録は、出願日から 7 年目の末日に満了し、更新することはできない。

109.4 第 61 条から第 64 条までの規定による手続において、実用新案登録は、次の理由に基づいて取り消すことができる。

(a) 請求されている発明が実用新案として登録を受けることができないものであり、特に 109.1、第 22 条から第 24 条まで及び第 27 条の規定に照らして登録要件を満たしていないこと

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと

(c) 発明の理解に必要な図面を提出していないこと

(d) 実用新案登録の権利者が発明者でなく、その承継人でもないこと

第 110 条 特許出願の実用新案登録出願への変更

110.1 特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前のいつでも所定の手数料を納付することにより特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更された実用新案登録出願には当初の出願の出願日が付与される。出願は、1 回に限り変更することができる。

110.2 実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも所定の手数料を納付することにより実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、当該変更された特許出願には当初の出願の出願日が付与される。

第 111 条 並行出願の禁止

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の対象について実用新案登録出願と特許出願の 2 個の出願をすることはできない。

第 13 章 意匠及び集積回路の回路配置(トポグラフィー)

第 112 条 用語の定義

1. 意匠は、線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、線若しくは色からなる構図又は三次元の形状である。ただし、それら構図又は形状は、工業上の物品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能することができるものでなければならない。
2. 「集積回路」とは、一つの製品であり、その最終態様又は中間態様において、その素子に少なくとも 1 つの能動素子を有し、配線の一部又は全部の接続が基板内部又は基板表面に生成され、電子機能を有するものをいう。
3. 「回路配置」とは、「トポグラフィー」と同様の意味であり、その素子に少なくとも 1 つの能動素子を有し、集積回路の一部の若しくは全部が接続されたもの、又は製造を目的とした集積回路の三次元配置図のことをいう。

第 113 条 保護のための実体的条件

- 113.1 新規性又は装飾性のある意匠のみが本法による保護の利益を受ける。
- 113.2 ある技術的な結果を得るための主として技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠又は公の秩序、健康若しくは善良の風俗に反する意匠は、保護されない。
- 113.3 独創性のある集積回路の回路配置のみが本法による保護を受ける。独創性のある回路配置とは、創作者による知的成果であり、かつ創作時において回路配置の創作者又は集積回路の製造者の間においてありふれたものでないものをいう。
- 113.4 通常の素子と配線の結合により構成された回路配置については、当該結合により全体的に独創性がある場合のみ、保護を受ける。

第 114 条 出願の内容

- 114.1 意匠又は回路配置の登録出願には、次のものを含まなければならない。
 - (a) 意匠又は回路配置の登録願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 意匠又は回路配置を適用する工業上の物品又は手工芸品の種類の表示
 - (d) 保護を求め特徴を明確かつ十分に開示する、工業上の物品又は手工芸品に適用した意匠又は回路配置の図面、写真又は適当な図形表示の方法による当該工業上の物品又は手工芸品の表示
 - (e) 創作者の名称及び住所、又は出願人が創作者でない場合は意匠又は回路配置の登録を受ける権原を示す陳述
- 114.2 出願は、意匠又は回路配置を具現化した物品の見本を伴うことができ、また、所定の手数料の納付を必要とする。

第 115 条 1 出願複数意匠

- 2 以上の意匠を 1 の出願の対象とすることができる。ただし、それらは、国際分類の同一の中分類に属するか又は同一の組物若しくは構成物品に係るものでなければならない。

第 116 条 審査

116.1 庁は、出願人を特定することができる表示及び意匠又は回路配置を具現化した物品の表示又は絵による物品の表示を含む出願の受理の日を出願日として付与する。

116.2 出願がそれらの要件を満たしていない場合は、出願日は、第 114 条に定める要素のすべてが提出されるか又はそれらにおける誤りが訂正された日とする。所定の期間内に要件を満たさなかった場合は、出願は取り下げたものとみなす。

116.3 出願に出願日が付与され、かつ、所定の手数料が所定の期間内に納付された後、出願人は、所定の期間内に第 114 条に規定する要件を満たさなければならない。満たさなかった場合は、出願は、取り下げたものとみなす。

116.4 庁は、意匠又は回路配置が第 112 条(定義)、113 条(保護のための実体的条件)に規定する要件を満たしているか否かについて審査する。

第 117 条 登録

117.1 庁は、第 113 条に規定する条件が満たされていると認めた場合は、意匠又は回路配置登録簿に登録することを命じ、かつ、意匠又は回路配置登録証を発行する。その他の場合は、庁は出願を拒絶する。

117.2 意匠又は回路配置登録証の様式及び内容については、規則に定める。ただし、創作者の名称及び住所は、常に記載する。

117.3 登録は、規則に定める様式で規則に定める期間内に公示する。

117.4 庁は、証拠が提出されたときには意匠又は回路配置の権利者又はその代表者の特定における変更を登録簿に記録する。権利者の特定における変更を記録することを請求する場合は、手数料を納付しなければならない。手数料を納付しなかった場合は、請求がなされなかったものとみなす。その場合は、前の権利者及び前の代表者が本法に規定する権利及び義務に引き続き従うものとする。

117.5 何人も、登録簿及び取消手続の書類を含む登録意匠又は回路配置のファイル・ラッパーを閲覧することができる。

第 118 条 意匠又は回路配置登録の存続期間

118.1 意匠の登録は、出願日から 5 年の期間について行われる。

118.2 意匠の登録は、更新料を納付することにより、2 回を超えない各 5 年の引き続く期間について更新することができる。

118.3 更新料は、登録期間の満了前 12 月以内に納付しなければならない。ただし、満了後であっても割増料を納付することにより更新料の納付に 6 月の猶予期間が与えられる。

118.4 更新料及び割増料の額並びに登録更新の記録に関するその他の要件については、規則に定める。

118.5 回路配置登録の有効期間は 10 年であり、更新はなく、有効期間は、当該回路配置が保護を受ける日から起算する。本法にいう回路配置の保護は、次の期日から開始する。

(a) 初回の商業的利用の日から 2 年以内に知的財産庁に登録を出願する場合は、権利者または権利者の同意により世界の何れかの地においてはじめて商業的利用が開始された日。または、

(b) 世界の何れの地においても商業的に利用されていない場合は、回路配置の登録の出願日。

第 119 条 他の条及び章の適用

119.1 特許に関する次の規定を意匠登録について準用する。

第 21 条 新規性

第 24 条 先行技術。ただし、その開示が印刷物又は現実の形状に含まれていることを条件とする。

第 25 条 不利にならない開示

第 28 条 特許を受ける権利

第 29 条 先願主義

第 30 条 委託によりなされた発明

第 31 条 優先権。ただし、意匠出願は、対応する外国出願の最先の優先日から 6 月以内に行ななければならない。

第 33 条 代理人又は代表者の選任

第 51 条 出願の拒絶

第 56 条から第 60 条まで 特許の放棄、訂正及び変更

第 7 章 特許を受ける権利を有する者の救済

第 8 章 特許権者の権利及び特許の侵害

第 11 章 権利の譲渡及び移転

119.2 出願の対象である意匠の本質的な要素が他人の創作からその者の同意を得ないで入手されている場合は、本章に基づく保護は、他人の利益に反して求めることはできない。

119.3 次の特許に係る条項は、集積回路の回路配置登録に準用する。

第 28 条 特許を受ける権利

第 29 条 先願主義

第 30 条 委託によりなされた発明

第 33 条 代理人又は代表者の任命

第 56 条 特許の放棄

第 57 条 庁による誤りの訂正

第 58 条 出願における誤りの訂正

第 59 条 特許における変更

第 60 条 補正の様式及び公示

第 7 章 特許を受ける権利を有する者の救済

第 8 章 特許権者の権利及び特許の侵害-次の回路配置利用権及び権利制限規定

第 10 章 強制ライセンス許諾

第 11 章 権利の譲渡及び移転

119.4 回路配置登録者に付与する権利

-回路配置登録の権利者は次の権利を享有する。

(1) 集積回路、又は登録回路配置の全部又は一部を利用するために複製する行為。ただし、独創性の要件を満たさない部分の複製はこの限りではない。

(2) 商業上目的のために、登録回路配置、又は登録回路配置を含んだ物または集積回路を販売又は配布する行為

119.5 回路配置利用権の制限

回路配置利用権者は、第三者が次の状況で登録回路配置を複製し、販売し、又はその他商業

上目的のために配布することを阻止する権利を有さない。

(1) 個人的目的のために、または専ら評価、分析、研究、若しくは教育上の目的のために登録回路配置を複製する場合

(2) 上記の分析及び評価に基づき創作されたものであって、それ自体が本法にいう独創性の有る回路配置を実施する場合

(3) 既に権利者によりまたは権利者の許諾により市場で販売されている登録回路配置又は当該回路配置を含んだ集積回路を実施する場合。

(4) 集積回路を利用し、又は当該行為を指示する者が、当該集積回路又は集積回路を含んだ部品が回路配置図に対する違法複製であることを知らず、かつ知るべき合理的理由がなかった場合。回路配置が違法複製されたものとの通知を受領した後、当該者は、在庫またはその前に注文したのもののみについて上記の利用ができ、かつ権利者に少なくとも正味売上5%に相当する額又は権利者との自由協議の下で支払うこととなるべき合理的実施料を支払わなければならない。

(5) 第三者により独立創作され、登録回路配置と同様の独創性のある回路配置を実施する場合。

第120条 意匠登録の取消

120.1 何人も、意匠登録の存続期間の間はいつでも所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて、意匠登録を取り消すことを法律局長に申請することができる。

(a) 意匠の対象が第112条及び第113条の規定により登録することができないものであること

(b) 対象が新規ではないこと

(c) 意匠の対象が当初の出願の範囲を超えるものであること

120.2 取消の理由が意匠の一部に関するものである場合は、その限度においてのみ取り消すことができる。限定は、当該意匠の関連する特徴の変更の形式で行うことができる。

120.3 集積回路の回路配置登録の取消理由

利害関係人は、次の何れかの理由に基づき登録回路配置の取消を請求することができる。

(i) 当該回路配置が本法で保護されない場合

(ii) 権利者が本法で保護を受ける権利を有さない場合、又は

(iii) 回路配置が世界の何れかの地における初回の商業的利用から2年以内に当該回路配置について登録出願をしていなかった場合。

回路配置の一部のみに対する取消理由が成立する場合は、その一部のみが取消される。

取消された回路配置又はその一部は最初から無効であったことと見なされ、知的財産庁はその登録を抹消する。すべての登録回路配置の取消内容はIPO公報で公表される。

第3部 商標、サービス・マーク及び商号に関する法律

第121条 定義

第3部において、次の語は以下の意味を有する。

121.1「標章」とは、企業の商品(商標)又はサービス(サービス・マーク)を識別することができる可視標識をいい、刻印又は押印した商品の容器を含む。

121.2「団体標章」とは、登録出願においてそのように特定され、かつ、出所その他の共通の特性を識別することができる可視標識をいう。共通の特性には、登録された団体標章の権利者の管理のもとにその標識を使用する個々の企業の商品又はサービスの質を含む。

121.3「商号」とは、企業を特定し又は識別する名称又は表示をいう。

121.4「局」とは、商標局をいう。

121.5「局長」とは、商標局長をいう。

121.6「規則」とは、商標局長が定め、長官が承認する商標及びサービス・マークに関する実務規則をいう。

121.7「審査官」とは、商標審査官をいう。

第122条 標章に係る権利の取得

標章に係る権利は、本法の規定に従って正当に設定された登録によって取得される。

第123条 登録要件

123.1 次の標章については、登録を受けることができない。

(a) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事柄、又は故人(存命中であるか故人となっているかを問わない)、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け、それらとの関連を誤認させるように示唆し、若しくはそれらに侮辱若しくは汚名を与える虞がある事柄からなる標章

(b) フィリピン、フィリピンの政治上の分権地若しくは外国の国旗、紋章その他の記章、又はそれらに類似したものからなる標章

(c) 存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(ただし、その者の承諾を得ている場合を除く)又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標章(ただし、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)

(d) 他の権利者に帰属する登録された標章又は先の出願日若しくは優先日を有する標章に同一であって、かつ、次の何れかに係る標章

(i) 同一の商品又はサービス

(ii) 密接に関連する商品又はサービス

(iii) 欺瞞するか若しくは混同を生じさせる虞がある程に類似している場合

(e) フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの権限のある当局により出願人以外の者の標章として国際的に及びフィリピンにおいて広く認識されていると認められた標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用する標章。ただし、標章が広く認識されているか否かを決定するに当たっては、一般公衆の有する知識ではなく、関連する公衆の有する知識(当該標章の普及の結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含

む)を考慮する。

(f) (e)の規定に従って広く認識されていると認められ、かつ、登録が求められている商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについてフィリピンにおいて登録されている標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該標章の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された標章の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の権利が当該使用により害される虞がある場合に限る。

(g) 商品又はサービスの特に性質、質、特性又は原産地について公衆を誤認させる虞がある標章

(h) 指定する商品又はサービスに特有の標識のみからなる標章

(i) 日常の言語又は誠実なかつ確立された商業上の慣行において商品又はサービスを示すために通例又は普通になっている標識又は表示のみからなる標章

(j) 商品又はサービスの種類、質、量、意図されている目的、価格、原産地、商品の製造又はサービスの提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなる標章

(k) 技術上の要因、商品自体の性質又は商品の固有の価値に影響する要素により必要とされる形状からなる標章

(l) 色のみからなる標章。ただし、形状により定義される場合はこの限りでない。

(m) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章

123.2 (j), (k) 及び (l) にいう標識又は図案に関しては、フィリピンにおいて商業上使用された結果として登録を求める商品との関連において識別性を有するに至った如何なる標識又は図案も、これを登録することを妨げない。庁は、出願人の商品又はサービスについて商業上使用され、識別性を有するに至ったことを推定する証拠として、識別性の主張をする日前 5 年の間フィリピンにおいて出願人が商業上当該標章を実質的に独占的かつ継続的に使用していたことの証明を認めることができる。

123.3 標章を適用する商品の性質は、登録に対する障害にはならない。

第 124 条 出願の要件

124.1 標章の登録出願は、フィリピン語又は英語で記載しなければならない、かつ、次の事項を含まなければならない。

(a) 願書

(b) 出願人の名称及び住所又は居所

(c) 出願人が国民であるか又は居住する国の名称及び、出願人が真正かつ実際の工業上又は商業上の事業所を有する場合は、当該事業所がある国の名称

(d) 出願人が法人である場合は、当該法人が設立され、存在するための基礎となっている法律

(e) 出願人がフィリピンに居住していない場合は、代理人又は代表者の選任

(f) 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合は、次の表示

(i) 当該先の出願がなされた国内官庁が属する国の名称、又は、その出願が国内官庁ではない官庁になされた場合は、当該官庁の名称

(ii) 当該先の出願がなされた日

(iii) 入手することができる場合は、当該先の出願の出願番号

- (g) 出願人が当該標章の識別上の特徴として色を請求する場合は、その旨の陳述並びに請求する色の名称及び当該色が付される標章の主要部分の表示
 - (h) 当該標章が三次元標章である場合は、その旨の陳述
 - (i) 規則に定める数の当該標章の複製
 - (j) 規則に定めるところに従った当該標章又はその一部の翻字又は翻訳
 - (k) ニース分類の類に従って群に纏められた登録を求める商品又はサービスの名称、及び、その商品又はサービスの各群が属するニース分類の類の番号
- (1) 出願人若しくはその代表者による署名又はそれらの者を特定する記載

124.2 出願人又は権利者は、規則に定めるところに従い、出願日から3年以内に、当該標章の実際の使用を宣言する書面をその証拠を添付して提出しなければならない。提出しなかった場合は、局長は、当該出願を拒絶し又は当該標章を登録簿から削除する。

124.3 複数の商品及びサービスを、それらがニース分類の1の類に属するか複数の類に属するかを問わず、1の出願において含むことができる。

124.4 庁は、出願の審査において出願における表示又は要素の何れかの真実性に合理的に疑いを抱かせる事実を発見した場合は、出願人に対し、その疑いを解消するに足る証拠を提出することを要求することができる。

第125条 代理及び送達の住所

出願人は、フィリピンに居住せず又はフィリピンにおいて真正かつ実際の商業上の事業所を有していない場合は、庁に提出する書面において、当該標章に影響する処分に係る通知又は令状の送達を受けるフィリピンに在住する者の名称及び住所を指定しなければならない。通知又は令状の謄本は、指定された者に対し、最後に提出された書面に記載されている住所に宛てて送達することができる。その住所にその者を見出だすことができない場合は、当該通知又は令状は、局長に送達することができる。

第126条 標章の部分放棄

庁は、登録することができない要素を含む標章であってその要素が含まれていなければ登録することができるものについて、出願人に対して当該要素を放棄することを許可し又は要求することができる。ただし、その放棄は、その時に存在し又は放棄した事項についてその後生じる出願人又は権利者の権利を害し又は同権利に影響しないものとし、また、放棄した事項が出願人又は権利者の商品、事業又はサービスについて識別性を有することとなった場合は、放棄した事項に関して後にする別の出願に基づく出願人又は権利者の権利を害し又は同権利に影響しない。

第127条 出願日

127.1 要件—出願日は、英語又はフィリピン語で記載された次の事項及び要素を庁が受理した日とする。

- (a) 標章の登録を求めることの明示の又はその趣旨の表示
- (b) 出願人の特定
- (c) 出願人又は代表者がいる場合は代表者に連絡をするために十分な表示
- (d) 登録を求める標章の複製

(e) 登録を求める商品又はサービスの一覧表

127.2 出願日は、所定の手数料が納付されるまでは付与されない。

第 128 条 商品及びサービスの単一登録

ニース分類の複数の類に属する商品及びサービスが 1 の出願に含まれている場合は、当該出願は 1 の登録を受けるものとする。

第 129 条 出願の分割

出願人は、複数の商品又はサービスを含む出願(以下「当初の出願」という)を、当初の出願に含まれる商品又はサービスを分配することにより、2 以上の出願(以下「分割出願」という)に分割することができる。分割出願は、当初の出願の出願日又は優先権の利益を保有する。

第 130 条 署名その他の自己を特定するための手段

130.1 署名が求められる場合は、庁は、次のものを認める。

(a) 手書の署名

(b) 手書の署名に代えて、印刷又は押印した署名、印章の使用その他の形式の署名の使用。ただし、印章を使用する場合は、活字による署名者の名称の表示を付記すべきである。

130.2 庁は、規則に定める条件又は要件に従い、遠隔複写機又は電子的手段による庁への文書の提出を認める。遠隔写真伝送により文書を提出するときは、署名の複製又は、印章を使用する場合において必要な場合は自然人の名称の活字による表示を伴う印章の複製が現れなければならない。文書の原本は、遠隔写真伝送の受理の日から 30 日以内に庁に提出しなければならない。

130.3 前 2 項にいう署名その他の自己を特定するための手段については、当該署名が登録の放棄に係る場合を除き、宣誓、公証、認証、公認その他の証明を必要としない。

第 131 条 優先権

131.1 第 3 条の規定に該当し、かつ、同条に規定する外国の 1 において先に標章の登録出願を正当にした者によりフィリピンにおいてなされた同一の標章に係る登録出願は、当該先の標章の登録出願が外国において最初になされた日になされたものとみなす。

131.2 本条に規定する者によるフィリピンにおける標章の登録は、当該出願人の国において当該標章が登録されるまでは登録しないものとする。

131.3 本条の如何なる規定も、本条の規定による登録の権利者に対して、当該標章がフィリピンにおいて登録された日前になされた行為について訴訟を提起する権利を与えない。ただし、フィリピンにおいては登録されていないが 123.1(e)の規定に従って広く認識されていると認められた標章の所有者は、同一であるか又は混同を生じさせる程に類似する標章について、法に基づく他の救済を利用する権利を害されることなく、その登録に異議を申し立て、若しくはその登録の取消を申請し、又は不正競争に基づく訴訟を提起することができる。

131.4 同様な方法において、かつ、同一の条件及び要件に従い、本条に規定する権利は、同一の外国において後に正規にした出願に基づくことができる。ただし、当該後にした出願の前にした外国出願が、公衆の閲覧のために公開されることなく、かつ、如何なる権利も残すことなく取り下げられ、放棄され又はその他処理されており、更に、優先権主張の基礎とし

て用いられておらず、かつ、その後も用いられていないことを条件とする。

第 132 条 出願番号及び出願日

132.1 庁は、出願が第 127 条及び同条に関連する規則に規定する出願日の付与のための要件を満たしているか否かについて審査する。出願が同要件を満たしていない場合は、庁は出願人にその旨通知する。出願人は規則に定める期間内に出願を完成又は訂正しなければならず、そのようにしなかった場合は、出願は取り下げたものとみなす。

132.2 出願は、第 127 条に規定する要件を満たす場合は、連続番号で出願番号が付与され、出願番号及び出願日が出願人に通知される。

第 133 条 審査及び公告

133.1 出願が第 127 条に規定する要件を満たしたときは、庁は、出願が第 124 条に規定する要件を満たしているか否か及び第 121 条に定義するものとしての当該標章が第 123 条の規定に従って登録することができるか否かについて審査する。

133.2 前項にいう条件が満たされていると認めた場合は、庁は、所定の手数料の納付があった後直ちに当該出願を所定の方法で公告する。

133.3 審査において出願人が何らかの理由により登録を受ける権利を有しないと認めた場合は、庁は、理由を付してその旨を出願人に通知する。出願人は、応答又は出願の補正をするために 4 月の期間を与えられ、その後出願は再審査される。再審査及び出願の回復並びに審査官による最終指令に対する商標局長への不服申立の手續については、規則に定める。

133.4 放棄された出願は、放棄の日から 3 月以内に正当な理由を示し、かつ、所定の手数料を納付することにより、回復することができる。

133.5 商標局長による拒絶の最終決定については、規則に定める手續に従って長官に対して不服申立をすることができる。

第 134 条 異議申立

ある標章の登録により害される虞があると考える者は、133.2 に規定する公告の後 30 日以内に、庁に対し、所定の手数料を納付して当該出願に対する異議申立をすることができる。異議申立は、書面で行わなければならない。異議申立人又は事実を知るその代理人が、異議申立の理由を述べ、かつ、依拠する事実について陳述することにより異議申立について宣誓しなければならない。異議申立において引用する他国において登録された標章の登録証その他の立証資料の写は、それらが英語でない場合は英語による翻訳文を添えて異議申立とともに提出しなければならない。正当な理由があり、かつ、所定の割増手数料を納付した場合は、法務局長は異議申立書の提出期間を延長することができ、延長について当該出願人に通知する。異議申立書を提出するための最長の期間については、規則に定める。

第 135 条 通知及び審理

異議申立書が提出された場合は、庁は、出願人にその旨通知し、かつ、出願人、異議申立人及び庁の記録の中にある当該出願に係る標章について何らかの権利、所有権又は利益を有するその他の者全員に審理の日を通知する。

第 136 条 登録証の発行及び公示

異議申立期間が満了した場合又は法律局長が異議申立を却下すべきものとした場合は、庁は、所定の手数料の納付を待って登録証を発行する。登録証が発行された場合は、当該出願の公告を引用したその旨の通知が IPO 公報に掲載される。

第 137 条 標章の登録及び権利者又は譲受人に対する登録証の発行

137.1 庁は、登録簿を保持し、登録の順に番号が付与された登録された標章及び本法の規定により記録することを要する各標章に係る処理のすべてを登録簿に記録する。

137.2 標章の登録には、当該標章の複製を含み、かつ、登録の番号、登録された権利者の名称及び住所又は居所、同権利者の住所が国外にある場合における国内における送達の住所、出願日、登録日、優先権が主張されている場合におけるその事実の表示、優先権主張の基礎となった出願の出願番号、出願日、及び出願国、付与された登録に係る商品又はサービスの対応する類の表示を付した表、並びに規則に定めるその他の事項を記載する。

137.3 標章の登録証は、譲渡が庁に記録されている場合に限り、当該出願人の譲受人に対して発行することができる。権利者に変更があった場合は、庁は、権利者若しくはその代表者又は新しい権利者若しくはその代表者が署名した書面による請求、適切な立証及び所定の手数料の納付に基づき、当初の期間の残存部分について、譲受人の名称での新しい登録証を譲受人に対して発行する。

137.4 庁は、登録された権利者が庁に通知する住所若しくは居所又は送達の住所の変更を記録する。

137.5 本法において別段の規定がある場合を除くほか、本法の規定により登録された権利者に対してなされる通知は、最後に記録された住所又は居所及び最後に記録された送達の住所に対して送達される。

第 138 条 登録証

標章の登録証は、当該登録及び当該標章についての権利者の権利の有効性並びに当該標章を登録証に記載された商品又はサービス及びそれらに関連する商品又はサービスに関連して使用する権利者の排他的権利に係る証拠であると推定する。

第 139 条 登録された標章の公示及び登録簿の閲覧

139.1 庁は、規則に定める様式で規則に定める期間内に、137.2 に規定する事項のすべてを複製して登録された標章を登録の順に公示する。

139.2 庁に登録された標章は、無料で閲覧することができ、また、何人も費用を負担することによりその写を入手することができる。本規定は、登録された標章に関して記録されている処理にも適用する。

第 140 条 権利者の申請に基づく取消及び登録の補正又は部分放棄

権利者の請求に基づいて、庁は、取消のための登録の放棄を認めることができ、取り消したときは、その旨を庁の記録に記入する。庁は、正当な理由があれば権利者の請求及び所定の手数料の納付に基づいて登録の訂正又は部分放棄を認めることができる。ただし、当該訂正又は部分放棄は、当該標章の特色を著しく変更するものであってはならない。登録証又は登

録証を紛失若しくは破損した場合はその認証謄本に基づいて、庁の記録に適切な記入をする。

第 141 条 証拠としての押印された認証謄本

標章に関して庁が所有する記録、帳簿、書類又は図面の謄本及び登録の謄本は、庁の印章により証明され、かつ、総務・会計・人材開発業務局の局長により又は同局長から正当に権限を与えられた庁の職員により同局長の名称において認証された場合は、原本が証拠となるすべての事案において証拠となる。何人も、所定の手数料を納付して請求することにより謄本を入手することができる。

第 142 条 庁がした誤りの訂正

庁の責任により登録において重大な誤りが生じたことが庁の記録により明らかであるときは、庁は、その誤りの事実及び性質を記載した証明書を無料で発行しかつ記録するものとし、その印刷した写を登録の印刷した写に添付するものとする。訂正された登録は、その後において原本の登録証と同一の効力を有するものとし、又は総務・会計・人材開発業務局の局長の裁量により新しい登録証を無料で発行することができる。規則に定める規定に従って発行された訂正証明書及び同書が添付された登録は、当該証明書及びその発行が本法により認められていたものとして同一の効力を有する。

第 143 条 出願人がした誤りの訂正

登録において誤りがあり、その誤りが出願人の責任により善意で生じたものである場合は、庁は、所定の手数料の納付があったときに証明書を発行することができる。ただし、当該訂正が標章の再公告を必要とする登録における変更を伴わないものであることを条件とする。

第 144 条 商品及びサービスの分類

144.1 各登録及び出願又は庁が行う登録に関する庁の公告には、ニース分類の類に従って群に纏めた商品又はサービスをその名称により表示し、各群は、同分類の類の順に従い、商品又はサービスの当該群が属する同分類の類の番号に続いて記載する。

144.2 商品又はサービスは、それらが登録又は庁による公示においてニース分類の異なる類に属するという理由によっては相互に類似であるとも非類似であるともみなすことはできない。

第 145 条 存続期間

登録証は、10 年の間効力を有する。ただし、登録人は、当該標章の登録日の 5 周年に当たる日から 1 年以内に、規則の定めるところに従い、実際の使用の宣言書及びその証拠を提出するか又はそのような使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示さなければならない。そうしなかった場合は、庁は、当該標章を登録簿から削除する。

第 146 条 更新

146.1 登録証は、所定の手数料を付して願書を提出することにより、期間の満了の時に 10 年の期間について更新することができる。願書には、次の事項を含まなければならない。

(a) 更新を求める旨の表示

- (b) 権利者又はその承継人(以下「権利者」という)の名称及び住所又は居所
- (c) 当該登録の登録番号
- (d) 更新すべき登録のためにした出願の出願日
- (e) 権利者が代表者を有する場合は、当該代表者の名称及び住所又は居所
- (f) 更新を求める記録された商品若しくはサービスの名称又は更新を求めない記録された商品若しくはサービスの名称。ただし、ニース分類の類に従って商品又はサービスを群に纏め、各群を同分類の類の順に従って記載する。
- (g) 権利者又は代表者の署名

146.2 願書は、フィリピン語又は英語で記載しなければならない、登録され若しくは更新された期間の満了前6月以内のいつでも提出することができ、又は期間の満了後6月以内は所定の追加の手数料を納付することにより提出することができる。

146.3 庁は、登録の更新を拒絶する場合は、権利者にその旨及び理由を通知する。

146.4 フィリピンに居住していない更新出願人は、本法に規定する要件に従い、同要件を満たさなければならない。

第147条 与えられる権利

147.1 登録された標章の権利者は、本法第72.1条に基づき許可された薬剤製品及び特許満了薬剤製品の輸入を除き、その同意を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識又は容器を商業上使用することの結果として混同を生じさせる虞がある場合は、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせる虞があるものと推定される。

本法第72.1条に基づき輸入と販売が許可された特許薬剤及び特許満了薬剤については、商標または商号を侵害していないものとする。この場合において、上記の薬剤には、本法第155条に基づき、変更、不法な修正または侵害が行われていない登録商標が付されていないなければならない。

147.2 123.1(e)に定義されているように広く認識されており、かつ、フィリピンにおいて登録されている標章の権利者の排他的権利は、当該登録された標章に係る商品及びサービスと類似していない商品及びサービスにも及ぶものとする。ただし、当該類似していない商品及びサービスについての当該登録された標章の使用が、当該類似していない商品及びサービスと当該登録された標章の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該登録された標章の利益が当該使用により害される虞がある場合に限る。

第148条 標章を使用する目的以外の目的のための第三者による表示の使用

標章の登録によっては、登録された権利者に対して、第三者が善意で自己の名称、住所若しくは居所、筆名、若しくは地理的名称、又は自己の商品若しくはサービスの種類、質、量、用途、価格、原産地、若しくは製造若しくは提供の時期に関する正確な表示を使用することを防止する権利は与えられない。ただし、その使用は、単なる特定又は情報のために限られ、かつ、当該商品又はサービスの出所について公衆を誤認させることがないものであることを条件とする。

第 149 条 出願及び登録の譲渡及び移転

149.1 標章の登録出願又は登録は、当該標章を使用する事業の移転が行われるか否かを問わず、譲渡又は移転することができる。

149.2 譲渡又は移転は、それにより特に当該標章に係る商品若しくはサービスの性質、出所、製造方法、特性又はそれらのための適合性について公衆を誤認させる虞がある場合は、無効とする。

149.3 標章の登録出願又は登録の譲渡は、書面で行い、かつ、契約の当事者の署名を要するものとする。合併その他の形式の承継による移転は、当該移転を示す文書によってすることができる。

149.4 登録に係る標章の譲渡及び移転は、所定の手数料の納付により庁において記録する。登録のための出願の譲渡及び移転は、同一の手数料の納付により仮に記録し、当該標章は、それが登録されるときに譲受人又は移転を受けた者の名称において登録される。

149.5 譲渡及び移転は、それが庁において記録されるまでは第三者に対して効力を有さない。

第 150 条 ライセンス契約

150.1 登録標章又は標章登録出願に係るライセンス契約には、当該標章に係る被許諾者の商品又はサービスの質についての許諾者による効果的な管理について定めなければならない。ライセンス契約がそのような質の管理を定めていない場合、又は質の管理が効果的になされていない場合は、当該ライセンス契約は有効ではない。

150.2 ライセンス契約は、庁に提出する。庁は、当該契約の内容を秘密に保つが、当該契約を記録するとともに提出があったことを公示する。ライセンス契約は、記録されるまでは第三者に対して効力を生じない。ライセンス契約を記録するための手続については、規則で定める。

第 151 条 取消

151.1 本法による標章の登録により損害を受けている又は損害を受けるであろうと考える者は、法律局に対して当該標章登録の取消の請求をすることができる。ただし、次の条件に従う。

(a) 取消の請求は、本法に基づく当該標章の登録日から 5 年以内にしなければならない。

(b) 取消の請求は、当該登録標章が登録に係る商品若しくはサービス若しくはその一部について一般名称になっているか若しくは放棄されている場合、当該登録が不正に得られたか若しくは本法の規定に反してなされた場合、又は権利者により若しくは権利者の承認のもとに当該登録標章が商品若しくはサービスの出所を偽って表示するように使用されている場合は、いつでもすることができる。登録標章が登録に係る商品又はサービスの一部について一般名称になっている場合は、当該一部の商品又はサービスについてのみ取消の請求をすることができる。登録標章は、当該標章がある独特の商品若しくはサービスの名称としても又はある独特の商品若しくはサービスを特定するためにも使用されているということのみを理由としては、商品又はサービスの一般名称であるとはみなさない。登録標章が当該標章を使用している商品又はサービスの一般名称になっているか否かを決定するに当たっては、購入者の購入の動機ではなく、関連する公衆にとっての当該標章の主要な意味が基準になる。

(c) 取消の請求は、権利者が正当な理由なくして 3 年以上継続してフィリピンにおいて当該標

章を使用しなかったか又はライセンスによりフィリピンにおいて使用させることをしなかった場合は、いつでもすることができる。

151.2 前項の規定に拘らず、登録標章に係る権利を行使するための訴訟について審理し及び決定することを管轄する裁判所又は行政機関は、本法の規定に従って当該標章の登録が取り消すことができるものであるか否かについて決定することも管轄する。登録標章に係る権利を行使するための訴訟が適切な裁判所又は行政機関に提起された場合は、他の裁判所又は行政機関は、その後になされる当該標章の取消の請求について管轄することはできない。もっとも、登録標章を取り消すことについて法律局に対して先に請求した場合は、当該標章に係る権利を行使するための訴訟について決定がある前に当該請求が解決されていなければならないということではない。

第 152 条 許される標章の不使用

152.1 標章の不使用は、その不使用が商標権者の意思にかかわらず生じる状況によるものである場合は、取消を免れることができる。資金の不足による標章の不使用は、取消を免れない。

152.2 登録された形状とは異なるがその識別性のある特徴を変更しない形状での標章の使用は、標章の取消又は登録簿からの除去の理由とはならず、かつ、当該標章に与えられる保護を減じない。

152.3 標章登録に係る類に属する 1 以上の商品又はサービスについての当該標章の使用は、その類の他の商品又はサービスについての当該標章の取消又は登録簿からの除去を生じさせない。

152.4 権利者又は出願人に関係のある会社による標章の使用は、公衆を欺瞞するような方法で当該標章が使用されないことを条件として、それらの者のために法律上の効力を生じるものとし、かつ、その使用は、当該標章又はその登録の有効性に影響しない。ある者による標章の使用において当該商品又はサービスの性質及び質が権利者又は出願人により管理されている場合は、その使用は、当該権利者又は出願人のために法律上の効力を生じる。

第 153 条 請求の要件；通知及び審理

適用することができる限りにおいて、取消の請求は、第 134 条に規定する手続と同一の手続で行い、かつ、通知及び審理は、第 135 条に規定する手続と同一の手続で行う。

第 154 条 登録の取消

法律局は、取消の請求が立証されたと認める場合は、登録の取消を命じる。命令又は判決が確定した場合は、記録されている権利者又は利害関係人に当該登録により与えられていた権利は消滅する。取消の告示は、IPO 公報に掲載する。

第 155 条 救済；侵害

何人も、登録標章の権利者の承諾を得ないで次の行為をした場合は、次条以下に規定する救済のため、侵害についての権利者による民事訴訟において責任を負わなければならない。

155.1 使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ若しくは欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布、宣伝その他販売を行うために必要な準備段階に

関連して、登録標章の複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣若しくは同一の容器又はそれらの主要な特徴を商業上使用すること

155.2 登録標章又はその主要な特徴を複製し、模造し、模倣し又は紛らわしく模倣し、かつ、使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ又は欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布又は宣伝に関連して、商業上使用するための貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器又は宣伝に、そのような複製、模造、模倣又は紛らわしい模倣を適用すること。ただし、当該侵害する物を使用した商品又はサービスの実際販売があったか否かに拘らず、本項又は前項にいう行為がなされた時に侵害が生じたものとする。

第 156 条 訴訟並びに侵害に対する損害賠償及び差止

156.1 登録標章の権利者は、その権利を侵害した者に損害を賠償させることができる。受けた損害の大きさは、被告が原告の権利を侵害しなかったならば原告が得たであろう合理的な利益又は被告が侵害によって実際に得た利益の何れかとし、損害の大きさが適切な確かさをもって容易には確定することができない場合は、裁判所は、損害賠償として、被告の総売上高又は原告の権利の侵害において当該標章若しくは商号が使用された営業の価値に基づく適切な割合を裁定することができる。

156.2 裁判所は、原告の請求に基づき、訴訟の係属中において、販売送り状その他の販売の証拠となる文書を押収することができる。

156.3 公衆を誤認させ又は原告から詐取する実際の意思が立証された場合は、裁判所は、裁量により、損害賠償額を2倍にすることができる。

156.4 原告は、適切な立証をすることにより、差止も認められることができる。

第 157 条 侵害物品の廃棄を命じる裁判所の権限

157.1 裁判所は、本法に基づいて提起された訴訟において、登録標章の権利者の権利の侵害が立証された場合は、如何なる補償もすることなく、侵害していると認定された商品を権利者に対して損害が生じることを避ける方法で流通径路の外に置くか又は破棄することを命じることができる。さらに、被告の所有する当該登録章若しくは登録商号若しくはそれらの複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣を付した貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器若しくは宣伝、又はそれらを製造するための図版、鋳型、母型その他の手段は、没収され、かつ、破棄される。

157.2 模造商品については、当該模造商品を流通径路に置くことを認めるものとして規則に定める特別の場合を除き、貼付された当該商標を単に除去するのみでは十分ではない。

第 158 条 損害賠償；告知要件

侵害訴訟においては、登録標章の権利者は、模倣物が混同を生じさせ、錯誤を生じさせ又は欺瞞する虞があることを知って当該行為がなされている場合を除き、利益を取り戻し又は損害を賠償させる権利を有さない。権利者が標章とともに「登録標章」の語若しくは円で囲った R の文字を表示することにより当該標章が登録されていることを告知している場合、又は被告がその他実際の告知を受けていた場合は、その虞があることを被告が知っていたものと推定する。

第 159 条 侵害訴訟に対する制限

本法の他の規定に拘らず、侵害された権利の権利者に対して本法に基づいて与えられる救済は、次のように制限される。

159.1 第 155 条の規定に拘らず、登録標章は、その出願日又は優先日の前に善意で自己の営業又は事業において当該標章を使用していた者に対しては効力を生じない。ただし、当該使用者の権利は、当該標章が使用されている営業若しくは事業又はその一部と共にする場合を除くほか、移転又は譲渡することができない。

159.2 他人のために標章その他の侵害物品を印刷する業務にのみ携わる侵害者が悪意のない侵害者である場合は、侵害された権利の権利者は、その侵害者に対しては、その後の印刷に対する差止の権利のみを有する。

159.3 訴えられた侵害が新聞、雑誌その他の定期刊行物又は電子的通信における既払の宣伝又はその一部に係る場合は、当該新聞、雑誌その他の定期刊行物又は電子的通信の発行者又は販売者に対する侵害された権利の権利者の救済は、当該新聞、雑誌その他の定期刊行物のその後の発行又は当該電子的通信のその後の伝達におけるそのような宣伝の提示に対する差止に制限される。本項の制限は、悪意のない侵害者に対してのみ適用する。ただし、差止による救済は、侵害事項を含む新聞、雑誌その他の定期刊行物の発行又は電子的通信に関しては、そのような定期刊行物の特定の号又は電子的通信における侵害事項の頒布を中止させることが、健全な商業慣行に従って慣習的に行われる当該号の引渡又は当該電子的通信の伝達を、そのような侵害事項について本条の適用を回避し又は差止め若しくは中止の命令の発出を妨げ若しくは遅延させるために用いられる方法若しくは方策によることなく、遅延させることになる場合は、侵害された権利の権利者は、差止による救済を利用することができない。また、

159.4 本法第 72.1 条に基づき輸入と販売が許可された薬剤及び特許満了薬剤については、商標または商号を侵害していないものとする。この場合において、上記の薬剤には、本法第 155 条に基づき、変更、不法な修正または侵害が行われていない登録商標が付されていなければならない。

第 160 条 商標又はサービス・マークの実施の行為において訴訟を提起する外国法人の権利

第 3 条に規定する要件は満たすがフィリピンにおいて事業に携わっていない外国の自然人又は法人は、現行法に基づいてフィリピンにおいて事業をするための許可を与えられているか否かに拘らず、異議申立、取消、侵害、不正競争、又は原産地の虚偽表示及び虚偽説明について、民事訴訟又は行政訴訟を提起することができる。

第 161 条 登録を受ける権利を決定する当局

登録標章に関する訴訟において、裁判所は、登録を受ける権利について決定し、登録の全部又は一部の取消を命じ、及びその他その執行において訴訟当事者の登録に関して登録簿を訂正することができる。判決及び命令は、局長に対して裁判所が認証し、局長は、局の記録にそれらを記入し、かつ、それらに拘束される。

第 162 条 虚偽又は欺瞞の宣言に関する訴訟

口頭によるか書面によるかに拘らず、虚偽若しくは欺瞞の宣言若しくは陳述により、又は虚偽の手段により庁において標章登録を得た者は、それにより害された者による民事訴訟において、その結果として立証された損害の賠償について責任を負わなければならない。

第 163 条 裁判所の管轄

第 150 条、第 155 条、第 164 条及び第 166 条から第 169 条までの規定に係る訴訟は、現行法の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に提起しなければならない。

第 164 条 訴訟の提起に関する局長への通知

本法の規定に基づいて登録された標章に係る訴訟又は手続の提起から 1 月以内に訴訟当事者の名称及び住所又は居所並びに当該登録番号を書面により局長に対して通知することは、裁判所の書記官の任務とする。また、書記官は、判決の記入又は控訴から 1 月以内にその旨庁に対して通知するものとし、庁は、当該登録のファイル・ラッパーに当該通知を裏書き、かつ、当該通知を当該ファイル・ラッパーの一部として合体する。

第 165 条 商号又は事業の名称

165.1 名称は、その性質又はそれらを付した使用により公の秩序又は善良の風俗に反することとなる場合、及び特にそれらにより特定される企業の性質について当業界又は公衆を欺瞞する虞がある場合は、商号として使用することはできない。

165.2(a) 商号を登録する義務に係る法律又は規則の規定に拘らず、商号は、登録の前であるか又は登録がなされていない場合であっても、第三者が犯す違法行為に対して保護される。

(b) 特に、商号、標章若しくは団体標章としての使用であるか否かを問わず、第三者による商号の後の使用、又は公衆を誤認させる虞がある類似の商号若しくは標章の後の使用は、違法であるとみなす。

165.3 第 153 条から第 156 条まで、第 166 条及び第 167 条の規定する救済は、これを準用する。

165.4 商号の所有者に係る変更は、その商号によって特定される企業又はその一部の移転と共にしなければならない。149.2 から 149.4 までの規定は、これを準用する。

第 166 条 侵害する標章又は商号を付した商品

国内の製品、製造者若しくは販売者の名称を模写し若しくはまね、本法の規定に従って登録された標章を模写し若しくはまね、又は当該物品がフィリピンにおいて製造され若しくは当該物品が実際に製造される国若しくは地方以外の外国若しくは地方において製造されていると公衆を誤認させることを意図した標章若しくは商号を付した輸入商品は、フィリピンの税関で通関を許可されない。関税業務担当官によるこの禁止の実施を支援するために、本法による利益を受ける権利を有する者は、関税徴税官が財務省長官の承認を得て定める規則に従い、その名称及び居所、その商品が製造される地方の名称、並びにその標章又は商号の登録証の写を、関税局がその目的のために保持する帳簿に記録することを請求することができ、また、関税局に対して、その名称、その商品が製造される地方の名称又はその登録標章若しくは商号を写真伝送により提出することができる。関税徴税官は、そのような提出があった

ときは、その写を作成し、関税局の各徴税官その他適切な官職に送付する。

第 167 条 団体標章

167.1 167.2 及び 167.3 の規定に従うことを条件として、第 122 条から第 164 条及び第 166 条の規定は、「標章」を「団体標章」と読み替えて団体標章の場合に適用する。

167.2 (a) 団体標章登録出願にあつては、当該標章を団体標章として指定し、当該団体標章の使用について定めた協定がある場合は、その協定の写 1 通を添付する。

(b) 団体標章の権利者は、(a) にいう協定を変更する場合は、その変更について局長に通知する。

167.3 第 149 条に規定する理由に加えて、裁判所は、登録された権利者のみが当該団体標章を使用していること、登録された権利者が 167.2 にいう協定に反して当該団体標章を使用し若しくはその使用を許可していること、又は登録された権利者が当該商品若しくはサービスの原産地その他の共通の特性について当業界若しくは公衆を欺瞞する虞がある方法で当該団体標章を使用し若しくはその使用を許可していることを取消の請求をする者が立証した場合は、当該団体標章を取り消す。

167.4 団体標章に係る登録又は出願は、ライセンス契約の対象とすることができない。

第 168 条 不正競争、権利、規則及び救済

168.1 登録標章が使用されているか否かに拘らず、公衆に対して自己の製造し若しくは取り扱う商品、自己の事業又はサービスを他人のそれらから区別して特定している者は、当該商品、事業又はサービスの信用において所有権を有し、この所有権は、他の所有権と同一の方法で保護される。

168.2 欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己の製造し若しくは取り扱う商品、自己の事業若しくはサービスを信用を確立している他人のものと偽り、又はそのような結果を生じさせることを意図した行為を行う者は、不正競争の罪を犯したものとし、その訴訟において責任を負わなければならない。

168.3 特に、如何なる場合においても不正競争に対する保護の範囲を制限することなく、次に該当する者は、不正競争の罪を犯したものとみなす。

(a) 自己の販売する商品の商品自体、その商品を入れる容器の包装紙又はそれらに付す図案若しくは語その他の外観上の特徴に、当該商品が実際の製造者若しくは販売者以外の者の商品であると購入者に思わせるように影響する虞がある他の製造者若しくは販売者の商品の概略の外観を与え、又はそのような目的をもって公衆を欺瞞し、かつ、他人からその者の正当な取引を詐取し、後の販売者から当該商品を詐取し、若しくは販売店から当該商品の販売に携わる販売者を詐取するような外観を自己の商品に与える者

(b) ある特定のサービスを提供している他人のそのサービスを自己が提供しているものと公衆に誤って信用させることを意図した術策、策略その他の手段を用いる者

(c) 取引の場において虚偽の陳述をし、又は他人の商品、事業若しくはサービスの信用を傷付けることを意図するような性質の善意に反するその他の行為を行う者

168.4 第 156 条、第 157 条及び第 161 条に規定する救済は、これを準用する。

第 169 条 原産地の虚偽表示；虚偽の説明又は表現

169.1 商品，サービス若しくは商品の容器に又はそれらに関連して，単語，術語，名称，記号，図案，それらの組合せ，原産地の虚偽表示，又は事実に関する虚偽の若しくは誤認を生じさせる記述若しくは表現であって次に該当するものを商業上使用する者は，その使用によって損害を受ける虞がある者による，第 156 条及び第 157 条に規定する損害賠償及び差止のための民事訴訟において，責任を負わなければならない。

(a) 自己の他人との関係若しくは関連性について，又は原産地，保証若しくは自己の商品，サービス若しくは商業活動の他人による承認について，混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は欺瞞する虞があるもの

(b) 商業上の広告又は販売促進において，自己の又は他人の商品，サービス又は商業活動の性質，特性，質又は原産地を偽って説明するもの

169.2 本条の規定に反して標章を付し又は貼紙を貼付した商品は，これをフィリピンに輸入し又はフィリピンの税関で通関を許可することができない。本条の規定により税関で通関を拒否された商品の所有者，輸入者又は引受人は，通関を拒否され又は押収された商品について，関税収入法の規定により償還の請求をし又は本法に定める救済を請求することができる。

第 170 条 罰則

第 155 条，第 168 条及び 169.1 にいう行為を行ったことにより有罪とされた者は，法による民事上及び行政上の制裁とは別に，2 年以上 5 年以下の懲役及び 5 万ペソ以上 20 万ペソ以下の罰金に処する。

第4部 著作権に関する法律

第1章 序章

第171条 定義

本法の適用上、

171.1 「著作者」とは、著作物を創作した自然人をいう。

171.2 「共同著作物」とは、他人の発案によりその指示に従って2以上の自然人により創作された著作物であつて、当該他人の名称のもとに当該他人により公表されること及び創作に寄与する自然人の名称が表示されないことの合意の上で創作されたものをいう。

171.3 「公衆への伝達」又は「公衆に伝達する」とは、公衆が個々に自ら選ぶ場所及び時において著作物を利用することができる方法で有線又は無線により公衆に当該著作物を利用可能にさせることをいう。

171.4 「コンピュータ」とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、「コンピュータ・プログラム」とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であつて、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう。

171.5 「公衆への貸出」とは、公共の図書館、公文書保管所その他その事業を公衆が利用することができる施設による、ある限定された期間についての非営利的目的での著作物又は録音物の原著作物又は複製物の所持についての移転をいう。

171.6 「公演」とは、視聴覚著作物以外の著作物の場合にあつては、直接に又は何らかの装置若しくは方法の使用により著作物を口述し、演奏し、踊り、演じ、その他実演することをいい、視聴覚著作物の場合にあつては、その一連の映像を表示し、かつ、それに伴う音を聞き取れるようにすることをいい、また、録音物の場合にあつては、1の家族及びその家族の親密な知人からなる通常の規模の人数を超える者が、同じ場所で同じ時に又は異なった場所に若しくは異なった時に居るか又は居ることができるかに拘らず、ある場所に居るか居ることができ、かつ、実演が171.3の規定にいう伝達を必要としないで知覚されることができる場所で当該録音された音を聞き取れるようにすることをいう。

171.7 「公表された著作物」とは、著作者の承諾を得て、公衆が個々に自ら選ぶ場所及び時において著作物を入手することができる方法で、有線又は無線により公衆に利用可能にされている著作物をいう。ただし、当該著作物の性質に鑑み、公衆の適切な要求を満たすように複製物が利用可能にされていることを条件とする。

171.8 「貸与」とは、ある限定された期間について営利目的で著作物又は録音物の原著作物又は複製物の所持を移転することをいう。

171.9 「複製」とは、著作物又は録音物の1以上の複製を何らかの方法又は形式で製造することをいう。

171.10 「応用美術の著作物」とは、手で製作するか工業的規模で製造するかに拘らず、実用的機能を備え又は有用性のある物品に組み込まれた美術的な創作物をいう。

171.11 「フィリピン政府の著作物」とは、フィリピン政府又はその支部組織(フィリピン政府が所有し又は管理する団体を含む)の高級職員又は従業者による、それらの者の正規に定められた公務の一部として創作された著作物をいう。

第2章 原著作物

第172条 文学的及び美術的著作物

172.1 文学的及び美術的著作物(以下「著作物」という)とは、文学及び美術の領域において創作の時から保護される独創的な知的創作物をいい、特に次のものを含む。

- (a) 書籍，小冊子，論文その他の文書
- (b) 定期刊行物及び新聞
- (c) 口頭で行うために準備された講演，説教，演説及び学術論文(書面その他の形式にされるか否かを問わない)
- (d) 書簡
- (e) 演劇用又は楽劇用の作品；舞踊の作品又は無言劇の演芸
- (f) 楽曲(歌詞を伴うか否かを問わない)
- (g) 素描，絵画，建築，彫刻，版画，石版画その他の美術作品の著作物；美術作品のための模型又は下絵
- (h) 製造物品のための独創的な装飾的下絵又は模型(意匠として登録することができるものであるか否かを問わない)及び応用美術のその他の著作物
- (i) 地理学，地形学，建築学又は科学に関する図解，地図，図面，略図及び模型
- (j) 科学的又は技術的性質の図面又は模型
- (k) 写真の著作物(写真に類似する方法により製作された著作物を含む)；幻灯スライド
- (l) 視聴覚著作物及び映画の著作物(映画に類似する方法又は視聴覚記録物を製作する方法により製作された著作物を含む)
- (m) 絵画入りの図解及び広告
- (n) コンピュータ・プログラム
- (o) その他の文学的，学術的，科学的及び美術的著作物

172.2 著作物は，その様式，表現形式，内容，質及び目的の如何を問わず，その創作の事実のみにより保護される。

第3章 二次的著作物

第173条 二次的著作物

173.1 次の二次的著作物も、著作権により保護される。

(a) 文学的又は美術的著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作物

(b) 文学的、学術的又は技術的著作物の編集物、及び内容の選択若しくは調整又は配列により独創的であるデータその他の素材の編集物

173.2 173.1(a)及び(b)にいう著作物は、新しい著作物として保護される。ただし、その新しい著作物は、使用される原著作物若しくはその一部に存在する著作権の効力をそこなわず、原著作物のそのような使用についての如何なる権利をも意味するものとは解されず、また、そのような原著作物について著作権を取得し若しくは著作権を及ぼさせるものとも解されない。

第174条 著作物についての公表される版

公表者は、著作者、その相続人又は譲受人から許諾される公表権に加え、当該著作物の公表される版の印刷上の配列についての複製権のみからなる著作権を有する。

第4章 保護されない著作物

第175条 保護されない対象

第172条及び第173条の規定に拘らず、本法に基づいては、思想、手続、手順、方法又は運用、概念、法則、発見若しくは単なるデータ自体については、それらが著作物において表現され、説明され、図解され若しくは具体化されているとしても、如何なる保護も及ばないものとし、また、単なる報道にすぎない時事の記事その他の雑報又は立法上、行政上若しくは法律上の性質を有する公文及びそれらの公文としての翻訳にも保護は及ばない。

第176条 政府の著作物

176.1 フィリピン政府の著作物には、著作権は存在しない。ただし、利益を得ることを目的としてそのような著作物を利用する場合は、当該著作物を創作した政府の部局又は部署の事前の承認を得ることを必要とする。政府の部局又は部署は、使用料の支払を条件として課すことができる。法律、規則及び条例、並びに、法廷、行政機関、審議機関及び公的性格を有する会合において発表され、読み上げられ又は行われた講話、講演、説示、演説及び論説については、使用の目的の如何を問わず、事前の承認又は条件を必要としない。

176.2 前項にいう講話、講演、説示、演説及び論説の著作者は、自己の著作物の編集物を作成することについて排他的権利を有する。

176.3 前項までの規定に拘らず、政府は、譲渡、遺贈その他により政府に移転される著作権を受け取り、かつ、保持することを妨げられない。また、著作権が存在する著作物の公共の文書における政府による公表又は再公表は、当該著作権の短縮若しくは取消を生じさせ又はその著作物を著作権者の承諾を得ないで使用し若しくは流用することを認めるものと解してはならない。

第5章 著作権の経済的権利

第177条 著作権の経済的権利

第8章の規定に従うことを条件として、著作権の経済的権利は、次の行為を実行し、許諾し又は防止する排他的権利からなる。

177.1 著作物又はその実質的な部分の複製

177.2 著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作

177.3 販売その他の形式の所有権の移転による著作物の原著作物及びその各複製物の最初の公衆への頒布

177.4 視聴覚著作物、映画の著作物、録音物に組み込まれた著作物、コンピュータ・プログラム、データその他の素材の編集物又は図式形式の楽曲の著作物の貸与(貸与の対象である原著作物又は複製物の所有者の如何を問わない)

177.5 著作物の原著作物又は複製物の公衆への展示

177.6 著作物の原著作物の公演

177.7 著作物のその他の公衆への伝達

第6章 著作権の所有権

第178条 著作権の所有権に関する規則

著作権の所有権については、次の規則に従う。

178.1 本条の規定に従うことを条件として、文学的及び美術的著作物の原著作物の場合は、著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。

178.2 共同著作による著作物の場合は、共同著作者が原著作権者であるものとし、共同著作者の権利は、別段の合意がない場合は、共同著作についての規則に従う。ただし、共同著作による著作物が、別個に使用することができる部分からなり、かつ、各部分の著作者を特定することができる場合は、各部分の著作者は、それぞれが創作した部分についての原著作権者である。

178.3 雇用の間に著作者により創作された著作物の場合は、著作権は、次のように帰属する。

(a) 著作権の対象の創作が従業者の正規の職務の一部ではない場合は、従業者が勤務時間、使用者の設備及び使用者の資材を使用したとしても、従業者に帰属する。

(b) 著作物が従業者に正規に与えられた職務の遂行の結果である場合において別段の明示の又は暗黙の合意がないときは、使用者に帰属する。

178.4 著作者の使用者以外の者であって著作物について報いる者により委託された著作物であって、その委託に従って製作されたものである場合にあつては、著作物を委託した者がその著作物について所有権を有するが、その著作物に対する著作権は、書面による別段の定がない場合は、創作者に残るものとする。

178.5 視聴覚著作物の場合にあつては、著作権は、製作者、脚本の著作者、音楽の作曲者、映画の監督及び翻案された著作物の著作者に帰属する。ただし、当該著作物に組み込まれる楽曲を歌詞を付して又は付さないで実演することについて実演許可料を徴収する権利を除き、創作者間の契約その他の定に従うことを条件として、製作者が当該著作物の公表(公表の態様を問わない)に必要な限りにおいて著作権を行使する。

178.6 書簡については、著作権は、民法の第723条の規定に従うことを条件として執筆者に帰属する。

第179条 匿名の及び筆名の著作物

本法の適用上、著作者の名称を表示しないで又は筆名により論文その他の文書が公表される場合は、公表者が当該論文その他の著作者を代理するものとみなす。ただし、そうでないことが示されるか、筆名若しくは用いられる名称が著作者の特定について疑いを残さないか又は匿名の著作物の著作者が著作者であることを明らかにする場合はこの限りでない。

第7章 著作権の移転又は譲渡

第180条 譲受人の権利

180.1 著作権は、その全体又は一部について譲渡することができる。譲受人は、譲渡の範囲内で、譲渡人が当該著作権について有していた権利及び救済のすべてについて権利を有する。

180.2 著作権は、生存者間の譲渡については、譲渡を示す書面がない限り、その全体又は一部の譲渡があったものとはみなさない。

180.3 文学的著作物、写真の著作物又は美術的著作物を公表のために新聞、雑誌又は定期刊行物に提供する行為は、単一の公表をする利用許諾のみを形成する。ただし、それ以上の権利を明示的に与えた場合はこの限りでない。2以上の者が共同して著作権又は著作権の一部を所有する場合は、何れの所有者も他の所有者の書面による事前の同意を得なければ、利用許諾をすることができない。

第181条 著作権及び素材物

著作権は、当該著作権に係る素材物の所有権とは別個のものである。したがって、著作権の移転又は譲渡は、当該素材物の移転を構成するものではない。著作物の唯一の原著作物又は1若しくは数個の複製物の移転又は譲渡は、当該著作権の移転又は譲渡を意味するものではない。

第182条 譲渡又は利用許諾の申請

譲渡又は排他的利用許諾については、国立図書館に対し、その所有する帳簿及び記録への登録のため、所定の手数料を納付して正副2通の申請書により申請することができる。記録が終わると、申請書の1通は記録した旨の表示を付して申請者に返還される。記録した旨の告示は、IPO公報に掲載する。

第183条 協会の指定

著作権者又はその相続人は、それらの者に代ってそれらの者の経済的権利及び人格的権利を行使する芸術家、著述家又は作曲家の協会を指定することができる。

第8章 著作権に関する制限

第184条 著作権に関する制限

184.1 第5章の規定に拘らず、次の行為は、著作権を侵害しない。

(a)既に公衆にとって利用可能にされた著作物を、個人的に無料で又は専ら慈善若しくは宗教の団体若しくは協会のためにする限りにおいて、口述し又は実演すること

(b)公正な使用に違背しないで、かつ、公正な使用として正当である程度にする限りにおいて、公表された著作物からの引用物(報道の要約の形式での新聞記事及び定期刊行物からの引用物を含む)を作成すること。ただし、原典及び著作者の名称が著作物に表示されている場合はその名称について言及することを条件とする。

(c)公に頒布される現時の政治的、社会的、経済的、科学的又は宗教的話題に関する記事、講演、演説その他同等の性質を有する著作物を、情報の提供の目的で行い、かつ、使用が明示的に留保されていない限りにおいて、公衆に対して、大量伝達媒体により、複製し又は伝達すること

(d)文学的、科学的又は美術的著作物を、現時の出来事の報道の一部として、写真、映画又は放送により、その目的に必要な程度において、公衆に対して、複製し又は伝達すること

(e)教育のために図解の方法で行い、かつ、公正な使用に違背しない限りにおいて、刊行物、放送その他の公衆への伝達、録音、又は映画に著作物を含めること。ただし、原典及び著作者の名称が著作物に表示されている場合はその名称について言及することを条件とする。

(f)学校、大学その他の教育機関が、その使用のために、放送に含まれる著作物を記録すること。ただし、その記録は、最初に放送された後適切な期間内に消去しなければならない。また、長編特作映画としての全体的な映画の作品の部分である視聴覚著作物については、その記録は、当該著作物の短い抜粋の場合を除き、することができない。

(g)放送機関が、その設備を使用し、かつ、その放送における使用のために一時的に記録すること

(h)使用が公共の利益に一致し、かつ、公正な使用に違背しない限りにおいて、政府により若しくは政府の指示若しくは管理のもとに、国立図書館により、又は教育、科学若しくは専門の機関により、著作物の使用が行われること

(i)営利を目的としない団体若しくは組織が、規則に定めることができるその他の制限に従い、慈善又は教育のためにのみ、公演又は公衆への伝達に関して入場料を徴集しない場所で、著作物について公演又は公衆への伝達を行うこと

(j)映画、幻灯、テレビジョン映像その他の映写又はその他の装置若しくは方法を用いずに著作物の原著作物又は複製物を公に展示すること。ただし、当該著作物が既に公表されているか又は当該展示する原著作物若しくは複製物が著作者若しくはその承継人により既に他人に販売され、無料で贈呈され、その他移転されていることを条件とする。

(k)司法手続のために又は法律の実務家による専門的助言の提供のために著作物を使用すること

184.2 本条の規定は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害さない態様で著作物が使用されることを許容する立場で解釈する。

第 185 条 著作権を有する著作物の公正な使用

185.1 批評，論評，事件の報道，教室での使用のための複数の複製を含む授業，学問，研究その他類似の目的のための著作権を有する著作物の公正な使用は，著作権の侵害ではない。独立して創作されたコンピュータ・プログラムと他のコンピュータ・プログラムとの間で適時情報交換することができることを達成するためのコンピュータ・プログラムの形式のコード及びトランスレーションの複製であると理解されるデコンパイルーション(decompilation)も，公正な使用である。具体的な事件において公正な使用であるか否かを決定するに当たって考慮すべき要因には，次のものを含む。

(a) 使用の目的及び特性。使用が商業的性質のものであるか否か又は非営利の教育上の目的の使用であるか否かを含む。

(b) 著作権を有する著作物の性質

(c) 著作権を有する著作物全体との関連における使用される部分の意義及び実質的価値

(d) 著作権を有する著作物の潜在的市場における使用の効果又は同著作物の価値

185.2 公正な使用の認定が前項にいうすべての要因を考慮したうえでなされる場合は，著作物が公表されていないという事実自体は，その認定の障害とはならない。

第 186 条 建築の著作物

建築の著作物における著作権は，その原著物の形式で又はその原著物から認識上派生する形式で当該著作物の全体又は実質的部分を複製する建物の建設を規制する権利を含む。ただし，そのような著作物における著作権は，当該著作権が関連する建物の原著物と同一の形式での再建造又は修復を規制する権利は含まない。

第 187 条 公表された著作物の複製

187.1 第 177 条の規定に拘らず，かつ，次項の規定に従い，公表された著作物の 1 個の複製物を私的に複製することは，当該複製が自然人により専ら研究及び私的学習のためになされる場合は，当該著作物の著作者の許諾を得ることなく，許容される。

187.2 前項の規定に基づいて許容される複製には，次のものの複製は含まれない。

(a) 建物その他の構造物の形式での建築の著作物

(b) 写真複製の手段による，文字形式での，書籍又は音楽の著作物の全体又はその実質的部分

(c) データその他の素材の編集物

(d) 第 189 条に規定するものを除くコンピュータ・プログラム

(e) 複製することが著作物の通常の利用を不当に妨げ，又はその著作者の正当な利益を不当に害する虞がある場合における当該著作物

第 188 条 図書館における写真複製

188.1177.6 の規定に拘らず，営利活動をしない図書館又は公文書館は，次の場合は，著作権を有する著作者の許諾を得ることなく，写真複製により，当該著作物の 1 個の複製物を製作することができる。

(a) 当該著作物が，その破損しやすい性質又は珍奇性のため，原形式で使用のために貸与することができないものである場合

(b) 当該著作物が複数の部分で公正された著作物に含まれる独立した論文又はその他公表さ

れた著作物の短い部分であり，それを提供するために複製が必要であって，複製することが研究又は学習のためにその貸出を要求する者にとって，それらを含む書物又は小冊子を貸し出すに代えて適切である場合

(c)複製物の作成が，保存するためのものであり，複製物が失われ，破損され，若しくは使用に耐えなくされて必要である場合に複製物と取り替えるため，又は他の同様な図書館若しくは公文書館の永久的収集において，失われ，破損され，若しくは使用に耐えなくされた複製物と取り替えるためのものであり，かつ，発行者から複製物を入手することができない場合 188.2 前項までの規定に拘らず，複数の巻数で発行された著作物の 1 の巻を作成すること，又は雑誌その他類似の著作物の紛失した号若しくは頁を作成することは，当該巻，号及び部分の在庫がない場合を除き，容認されない。ただし，印刷された著作物の複数の部数を受け取る権利を法により有する図書館は，特別な理由により必要とする場合は，その図書館の収集上必要であるが在庫がない印刷された著作物について 1 個の複製物を作成する権利を有する。

第 189 条 コンピュータ・プログラムの複製

189.1 第 177 条の規定に拘らず，コンピュータ・プログラムの合法的所有者は，当該コンピュータ・プログラムの著作者又は当該コンピュータ・プログラムにおけるその他の著作権者の承諾を得ないで，当該コンピュータ・プログラムについて，1 個のバックアップ用の複製物を作成すること，又は改作することができる。ただし，当該複製又は改作が次のために必要である場合に限る。

(a)当該コンピュータ・プログラムを取得した目的のため及び範囲において，コンピュータに適用して当該コンピュータ・プログラムを使用すること，及び

(b)公文書のために，合法的に所有した当該コンピュータ・プログラムの複製物が失われ，破損され又は使用に耐えなくされた場合において，合法的に所有した当該コンピュータ・プログラムの複製物と取り替えること

189.2 本条にいう複製又は改作は，本条に定める目的以外の目的に使用してはならず，また，当該コンピュータ・プログラムの複製物の継続する所有が合法的でなくなるときには，破棄しなければならない。

189.3 本条の規定は，該当する場合は第 185 条の適用を阻まない。

第 190 条 個人的目的のための輸入

190.1177.6 の規定に拘らず，ただし，185.2 に規定する条件に従い，個人による，その者の個人的目的のための著作物の複製物の輸入は，次の状況のもとにある著作物の場合にあっては，著作物の著作者又は同著作物におけるその他の著作権者の承諾を得ないで，これを行うことができる。

(a)著作物の複製物をフィリピンにおいて入手することができず，かつ，次の何れかに該当する場合

(i)一時に 1 個の複製物が厳密に個人的使用のためにのみ輸入されること

(ii)輸入が，フィリピン政府の権限により，フィリピン政府の使用のために行われること

(iii)輸入が，1 の送り状における 2 個以下の複製物又は類似物からなるものであって，販売のためのものではなく，正当に設立され若しくは登録された宗教，慈善若しくは教育に関する

る協会若しくは機構による使用のみのためのものであるか又はフィリピンにおける美術の奨励のため、若しくは国の学校、専門学校、大学若しくは無料の公共図書館のためのものであること

(b)当該複製物が、外国から到着した者又は家族のものである蔵書及び個人的手荷物の部分であり、かつ、販売する意思のないものである場合

ただし、当該複製物の個数は3個を超えないことを条件とする。

190.2 本条の規定により許容されるものとして輸入された複製物は、当該著作権者の権利を侵害し、又は本法により与えられる保護を無効若しくは制限する態様で合法的に使用することはできず、そのような合法的でない使用は、侵害とみなされ、かつ、所有者の訴訟権を害することなく罰することができる。

190.3 財務省長官の承認を得ることを条件として、税関長は、本条の規定及びフィリピンが同盟国となることができる条約及び協定の規定に基づいて輸入が禁止される物品の輸入を防止し、かつ、同物品が輸入された後に発見される場合にそれらを押収し、没収し及び処分するための規則及び規程を定める権限を有する。

第9章 寄託及び告知

第191条 国立図書館及び最高裁判所図書館での登録及び寄託

国立図書館及び最高裁判所図書館の記録を完全なものにするため、172.1、172.2及び第173条の規定に該当する著作物の著作権者の承認による実演の最初の公の場での実施の後3週間以内に、持参によるか書留郵便により、それらの図書館の館長が定める形式で当該著作物の完全な複製物2個を提出することにより、登録し、かつ、寄託するものとする。所定の手数料の納付により寄託証が発行され、著作権者は、他の法律に規定する国立図書館及び最高裁判所図書館への追加の著作物の寄託を免除される。著作権者が館長から寄託を求める書面を受け取った後3週間以内に求められた複製物を提出せず、また、手数料も納付しなかった場合は、著作権者は、遅延した月ごとに必要な手数料に等しい罰金を納付するとともに、国立図書館及び最高裁判所図書館に当該著作物の最良の版の小売値の額に等しい額を納付する義務がある。以上に言及した著作物のみが、国立図書館及び最高裁判所図書館により寄託を容認される。

第192条 著作権の告知

公表され、若しくは販売の申出をされる著作物の各複製物には、著作権者の名称及び最初の公表の年を記した通知を付すことができ、また、創作者の死後に製作される複製物の場合にあっては、その死の年を記した通知を付すことができる。

第 10 章 人格的権利

第 193 条 人格的権利の範囲

著作物の著作者は、第 177 条の経済的権利又はその権利に関する譲渡若しくは利用許諾の行為とは独立して次の権利を有する。

193.1 当該著作物の著作者たることが自己に帰すること、特に、実行可能な限り、自己の名称を複製物上に目立つ方法で、及び当該著作物の公の使用に関連して表示させることを要求する権利

193.2 公表に先立って自己の著作物に変更を加える権利又は自己の著作物の公表を許可しない権利

193.3 自己の名誉又は名声を害する虞がある、自己の著作物の変更、切除その他の改変又は自己の著作物との関係において傷つけるようなその他の行為に対して異議を唱える権利

193.4 自己の創作したものでない著作物又は自己の著作物の変更物について自己の名称を使用することを止めさせる権利

第 194 条 契約の不履行

著作者に対しては、著作物を創作する契約又は既に存在する著作物を公表する契約を果たすことを強制することはできない。ただし、そのような契約の不履行による損害については著作者に責任があるとすることができる。

第 195 条 人格的権利の放棄

著作者は、書面により第 193 条にいう権利を放棄することができる。ただし、放棄することにより他人に次の行為を許容することとなる場合は、その放棄は有効ではない。

195.1 変更起因して別の著作者の文学上又は美術上の名声を傷つけることとなる虞がある当該著作者の著作物の改作物又は翻案物について、当該著作者の名称若しくは当該著作者の著作物の名称を使用し又はその他当該著作者の名声を利用する行為

195.2 当該著作者が創作していない著作物について当該著作者の名称を使用する行為

第 196 条 共同著作物への寄与

著作者が共同著作物に寄与する場合は、その寄与分について当該著作者に帰属させる著作者の権利は、当該著作者が明示的にそれを留保する場合を除くほか、放棄されたものとみなす。

第 197 条 著作物の編集、脚色及び改作

著作者がその著作物を他人が使用することについて許諾又は許可するときに別段の定をしない場合は、当該著作物が使用される大量伝達媒体の合理的かつ慣習的な基準又は要件に従って出版、放送、映画における使用、劇化、又は機械的若しくは電氣的複製のために当該著作物に必要な編集、脚色及び改作を行うことは、本章に定める著作者の権利に反するものとはみなさない。著作者から無条件で移転された著作物の完全な破壊も、本章に定める著作権者の権利を害するものとはみなさない。

第 198 条 人格的権利の期間

198.1 本章の規定による著作者の権利は、その生存の間及びその死後 50 年の間、存続するものとし、また、譲渡すること又は利用許諾の対象とすることはできない。当該権利の死後の行使について委託される者は、国立図書館に提出する書面において指名する。そのような者がいない場合は、死後の行使は、著作者の相続人又は相続人がいない場合は国立図書館の館長がこれに当る。

198.2 本条の規定の適用上、「者」とは、個人、組合、会社、協会又は団体をいう。国立図書館の館長は、本条の規定の適用のために行う業務について徴集する適切な手数料を定めることができる。

第 199 条 権利行使及び救済

本章による権利の侵害については、著作権者が利用することができる権利及び救済と同一の権利及び救済が権利行使を委託された者に与えられる。さらに、民法の規定に基づいて利用可能な損害賠償も請求することができる。創作者の死後に得られる損害賠償金は、相続人のために信託に付され、相続人に送金される。相続人がいない場合は、損害賠償金は、国に帰属する。

第 11 章 後の移転における利益に対する権利

第 200 条 著作物の販売又は貸与

著作者による著作物の最初の譲渡の後に行われる絵画若しくは彫刻の原著作物又は著述家若しくは作曲家の当初の原記述稿の販売又は貸与において、著作者又はその相続人は、その販売又は貸与の総売上高の最大 5% までの利益にあずかる不可譲の権利を有する。この権利は、著作者の生存の間及びその死後 50 年の間、存続する。

第 201 条 対象にならない著作物

本章の規定は、著作者が本来複製物の売上から利益を得る印画、エッチング絵画、版画、応用美術の著作物その他類似の著作物については、適用しない。

第 12 章 実演家、録音物製作者及び放送機関の権利

第 202 条 定義

本法の規定の適用上、

202.1 「実演家」とは、演じ、歌い、暗唱し、演奏し、通訳し又はその他文学的及び美術的著作物を実演する俳優、歌手、音楽家、舞踊家その他の者をいう。

202.2 「録音」とは、実演に係る音その他の音又は音の上演の固定であって、映画その他の視聴覚著作物に組み込まれる固定の形式によらないものをいう。

202.3 「視聴覚著作物又は固定」とは、音を伴うか又は伴わないで、動きの印象を伝える一連の関連する画像からなり、可視的にされることができ、音を伴うときには可聴的にされることができ著作物をいう。

202.4 「固定」とは、音又は音の上演の具現物であって、それにより装置を介して音が知覚され、複製され又は伝達されることができものをいう。

202.5 「録音物製作者」とは、実演に係る音その他の音又は音の上演の最初の固定について主唱し、かつ、責任を有する者又は法人をいう。

202.6 「固定された実演又は録音の公表」とは、権利者の承諾を得て固定された実演又は録音の複製物を公衆に提供することをいう。ただし、複製物が適切な質を備えて公衆に提供されることを条件とする。

202.7 「放送」とは、音、画像又はそれらの上演を公衆の受信のために無線により送信することをいい、人工衛星による送信も、解読手段が放送機関により又はその承諾を得て公衆に提供される場合は、「放送」である。

202.8 「放送機関」には、放送事業に携わることを正当に許可された自然人又は法人を含む。

202.9 「実演又は録音の公衆への伝達」とは、放送による場合を除き、媒体の如何に拘らず、録音物に固定された実演に係る音又は音の上演を公衆に送信することをいう。第 209 条の規定の適用上、「公衆への伝達」には、録音物に固定された音又は音の上演を公衆に聴くことができるようにさせることを含む。

第 203 条 実演家の権利の範囲

第 212 条の規定に従うことを条件として、実演家は、次の排他的権利を享有する。

203.1 自己の実演に関し、次のことを許諾する権利

(a) 公衆に対する自己の実演の放送その他の伝達

(b) 固定されていない自己の実演の固定

203.2 方法又は形式を問わず、録音物に固定された自己の実演を直接又は間接に複製することを許諾する権利

203.3 第 206 条の規定に従うことを条件として、販売、貸与その他の形式の所有権の移転により、録音物に固定された自己の実演に係る原著作物及び複製物を最初に公衆に頒布することを許諾する権利

203.4 録音物に固定された自己の実演に係る原著作物及び複製物を、当該実演家により又はその許諾に従ってそれらが頒布された後であっても、公衆に商業的に貸与することを許諾する権利

203.5 録音物に固定された自己の実演を、有線又は無線により、公衆が個々に選ぶ場所及び

時からそれらを利用することができる方法で公衆に利用可能にすることを許諾する権利

第 204 条 実演家の人格的権利

204.1 実演家の経済的権利とは独立に、実演家は、現に行っている聴覚上の実演又は録音物に固定されている実演について、省略することが実演の使用の態様により指定されている場合を除き、その実演の実演家として特定されることを要求する権利、及び自己の名声を損なう虞がある自己の実演の変更、切除その他の改変に異議を唱える権利を有する。

204.2203.1 の規定に従って実演家に与えられる権利は、保護が請求される場合は、その死後 50 年の間、相続人により又は相続人がいない場合は、政府により維持され、行使される。

第 205 条 権利の制限

205.1 第 206 条の規定に従うことを条件として、実演家がその実演について放送又は固定することを一旦許諾した場合は、第 203 条の規定はもはや適用されない。

205.2 第 184 条及び第 185 条の規定は、実演家の場合について準用する。

第 206 条 後の伝達又は放送のための追加の報酬

契約において別段の定がない限り、放送機関による最初の伝達又は放送の後に行われる当該実演の公衆への伝達又は放送の度に、実演家は、最初の伝達又は放送について受けた当初の補償の少なくとも 5% に等しい追加の報酬を受ける権利を有する。

第 207 条 契約の条件

本章における如何なる規定も、契約により実演家の実演の使用について実演家にとってより好ましい条件で合意する権利を実演家から奪うようには解釈しない。

第 13 章 録音物製作者

第 208 条 権利の範囲

第 212 条の規定に従うことを条件として、録音物製作者は、次の排他的権利を享有する。

208.1 方法又は形式の如何を問わず、自己の録音物の直接又は間接の複製、複製物の上市、及び貸与権を許諾する権利

208.2 販売、貸与その他の形式の所有権の移転により、自己の録音物の原著作物及び複製物を最初に公衆に頒布することを許諾する権利

208.3 自己の録音物の原著作物及び複製物を、当該製作者により又はその許諾に従ってそれらが頒布された後であっても、公衆に商業的に貸与することを許諾する権利

第 209 条 公衆への伝達

商業上の目的で公表された録音物若しくはその複製物が、放送その他の公衆への伝達のために直接に使用され、又は利益を生じ若しくは増す意図で公に実演される場合は、使用者は、実演家及び録音物の製作者に対する単一の衡平な報酬を実演家及び製作者の両者に支払わなければならない、両者は、別段の合意がない場合は、等しく分け合う。

第 210 条 権利の制限

第 184 条及び第 185 条の規定は、録音物製作者の場合について準用する。

第 14 章 放送機関

第 211 条 権利の範囲

第 212 条の規定に従うことを条件として、放送機関は、次の行為を行い、許諾し又は防止する排他的権利を享有する。

211.1 自己の放送を再放送すること

211.2 方法を問わず、映画の製作又はビデオ・テープの使用を含み、自己の放送のテレビジョン放送による公衆への伝達のために、その放送を記録すること

211.3 新しい送信又は新しい記録のために前項による記録を使用すること

第 15 章 保護に関する制限

第 212 条 権利に関する制限

第 203 条, 第 208 条及び第 209 条は, それらの条にいう行為が次のものに関連する場合は, 適用されない。

- 212.1 自然人による専らその者の個人的目的での使用
- 212.2 時事問題を報道するための短い抜粋の使用
- 212.3 教育又は科学的研究のためのみの使用
- 212.4 第 185 条に規定する条件に従う放送の公正な使用

第 16 章 保護の期間

第 213 条 保護の期間

213.1 213.2 から 213.5 までの規定に従うことを条件として、第 172 条及び第 173 条に規定する著作物に係る著作権は、著作者の生存の間及びその死後 50 年の間、保護される。本規定は、死後の著作物についても適用する。

213.2 共同著作に係る著作物の場合においては、経済的権利は、最後に生存する著作者の生存の間及びその死後 50 年の間、保護される。

213.3 匿名又は筆名の著作物の場合においては、著作権は、当該著作物が最初に合法的に公表された日から 50 年の間、保護される。ただし、その期間の満了前に著作者の同一性が明らかにされ又は疑いのないものになっている場合は、事案に応じて 213.1 及び 213.2 の何れかの規定が適用される。また、著作物が以前に公表されていない場合は、当該著作物の著作から起算して 50 年の間、保護される。

213.4 応用美術の著作物の場合においては、製作の日 25 年の間、保護される。

213.5 写真の著作物の場合においては、当該著作物の公表から 50 年の間、保護され、当該著作物が公表されていない場合は、製作から 50 年の間、保護される。

213.6 写真に類似するか視聴覚記録物を製作する方法に類似する方法により製作される著作物を含む視聴覚著作物の場合においては、保護の期間は、公表の日から 50 年とし、公表されていない場合は、製作の日から 50 年とする。

第 214 条 期間の計算

前条に規定する著作者の死の後に続く保護の期間は、その死又は公表の日から起算する。ただし、その期間は、著作者に生じた事由に続く年の 1 月の最初の日から始まるものとみなす。

第 215 条 実演家、製造者及び放送機関に対する保護の期間

215.1 本法の規定により実演家及び録音物製作者に与えられる権利は、次のように満了する。

(a) 記録物に組み込まれていない実演については、実演が行われた年の終了から 50 年で満了する。

(b) 録音物又は録音録画物及びそれらに組み込まれた実演については、記録が行われた年の終了から 50 年で満了する。

215.2 放送の場合においては、保護の期間は、当該放送が行われた日から 20 年とする。期間の延長は、従前の法律の規定に基づいて存続する保護を受けている古い著作物にのみ適用される。

第 17 章 侵害

第 216 条 侵害に対する救済

216.1 本法の規定により保護される権利を侵害する者は、次のことに対して応じる責任がある。

(a) その侵害を止めさせる差止命令。裁判所は、特に、侵害に係る輸入商品の取引の場への持込を防止するために、その商品の税関手続の直後に、被告に対して、侵害を止めることを命令することもできる。

(b) 著作権者、その譲受人又はその相続人に対して、法的費用その他の支出を含み、それらの者が侵害により蒙った実際の損害、及び侵害者が侵害により得た利益を支払うこと利益を立証するに当たっては、原告は販売の事実を立証することのみ要求され、被告が要した費用の詳細を立証することを要求される。又は、実際の損害及び利益に代えて、裁判所にとって相応と認められ、かつ、罰金とはみなされない損害賠償を支払うこと

(c) 訴訟の係属の間における押収のために、裁判所が定める条件で、販売送り状その他販売を立証する文書、著作権を侵害すると申し立てられた物品及びその包装、並びにそれら物品を製作する器具を、宣誓して引き渡すこと

(d) 裁判所の命令に従い、補償しないで破棄するため、侵害する複製物又は装置、及び図版、鋳型その他侵害する複製物を製作する手段を、宣誓して引き渡すこと

(e) 刑事訴訟において無罪宣告があった場合であっても、裁判所が適切であり、賢明であり、かつ、衡平であるとみなすことができる教訓的かつ見せしめの損害賠償の支払、及び著作物を侵害する複製物の廃棄を含む、その他の条件

216.2 侵害訴訟においては、裁判所は、裁判手続において証拠として役立つことができる物品の差押及び押収を命令する権限をも有する。

第 217 条 刑事罰

217.1 第 4 部の規定により与えられる権利を侵害し、又はその侵害を補助若しくは教唆する者は、次により処罰される。

(a) 初犯については、1 年以上 3 年以下の懲役に加えて 5 万ペソ以上 15 万ペソ以下の罰金

(b) 再犯については、3 年 1 日以上 6 年以下の懲役に加えて 15 万ペソ以上 50 万ペソ以下の罰金

(c) 3 回目以上の犯行については、6 年 1 日以上 9 年以下の懲役に加えて 50 万ペソ以上 150 万ペソ以下の罰金

(d) すべての場合において、支払不能である場合は、追加の懲役

217.2 懲役の年数及び罰金の額を決定するに当たっては、裁判所は、被告が生産又は製造した侵害物、及び著作権者が侵害により蒙った損害の額を考慮する。

217.3 著作権の存続中に、自己の所有する物品が次の行為のために著作物を侵害する複製物であることを知り又は当然知るべきである者は、有罪判決に基づいて、217.1 にいう懲役及び罰金に処せられる。

(a) 当該物品を、販売し、賃貸し、若しくは取引により提供し、又は販売若しくは賃貸のために陳列すること

(b) 当該物品を、取引のため又はその他の目的のために、当該著作物の著作権者の権利を害す

る程度に頒布すること

(c) 当該物品を取引のために公に展示すること

第 218 条 証拠としての宣誓供述書

218.1 本章の規定に基づく訴訟において、著作物その他の対象物における著作権者により若しくはそれらの者のために公証人の面前で作成され、次の事実を陳述する宣誓供述書は、本章に基づく違反に対する手続において証拠として認められるものとし、そうでないことが立証されるまでは、そこに述べられた事項についての一応の証拠である。そのような宣誓供述書が提示された裁判所は、その宣誓供述書が著作権者により又は著作権者のために作成されたものとみなす。

(a) そこに特定された時点において、当該著作物その他の対象物に著作権が存続していたこと

(b) そこに記名された者が著作権者であること

(c) そこに添付された当該著作物その他の対象物の複製物は、その真正な複製物であること

218.2 本章の規定に基づく訴訟においては、

(a) 著作権は、被告が当該著作物その他の対象物に著作権が存続しているか否かについて争わない場合は、当該訴訟が関連する当該著作物その他の対象物に存続しているものと推定する。

(b) 著作権の存続が立証される場合において、原告が当該著作権の権利者であることを主張し、かつ、被告がその主張について争わないときは、原告が当該著作権の権利者であるものと推定する。

(c) 被告が、善意ではなく、訴訟に関連する著作物その他の対象物に著作権が存続しているか否かについて又はその著作物その他の対象物における著作権の権利者の問題について争い、それによって手続に不必要な費用又は遅延を生じさせる場合は、裁判所は、訴訟に関する被告のための費用は認められないこと及び被告が相手方に生じさせる費用は被告が相手方に支払うことを指示することができる。

第 219 条 著作者たることの推定

219.1 その名称が通常の方法で著作者として著作物に表示されている自然人は、それに反する証拠がない場合は、その著作物の著作者であるものと推定する。本規定は、その名称が筆名である場合においても、その筆名が著作者の特定について疑問を残さないときには、適用される。

219.2 通常の方法で視聴覚著作物にその名称が表示されている者、団体又は法人は、それに反する証拠がない場合は、その著作物の製造者であるものと推定する。

第 220 条 著作物の国際登録

フィリピンが同盟国であるか同盟国になることができる国際条約に従い国際登録簿に記録された著作物に関する陳述は、次の場合を除き、そうでないことが立証されるまでは、真実であるものと解する。

220.1 その陳述が、本法又は知的所有権に関する他の法令の規定に基づいては有効ではあり得ないものである場合

220.2 その陳述が、国際登録簿に記録された他の陳述に矛盾するものである場合

第 18 章 適用の範囲

第 221 条 第 172 条及び第 173 条の規定に基づく著作物に関する付加条項

221.1 第 172 条及び第 173 条の規定に基づいて著作権を与えることができる著作物に対して本法により与えられる保護は、次の著作物に適用される。

- (a) フィリピンの国民であるかフィリピンに常設の住居を有している作者の著作物
- (b) フィリピンに本社又は常設の住居を有している製造者の視聴覚著作物
- (c) フィリピンにおいて建造されている建築の著作物又はフィリピンにある建物その他の建造物に組み込まれたその他の美術的著作物
- (d) フィリピンにおいて最初に公表された著作物
- (e) 作者の国籍又は居住地の如何を問わず、外国において最初に公表されたが 30 日以内にフィリピンにおいても公表された著作物

221.2 本法の規定は、フィリピンが同盟国である国際条約その他の国際協定により及びそれらに従って保護される著作物についても適用する。

第 222 条 実演家に関する付加条項

実演家の保護に関する本法の規定は、次のものに適用される。

222.1 フィリピンの国民である実演家

222.2 フィリピンの国民ではないが、その実演が次のものに該当する実演家

- (a) 実演が、フィリピンにおいて行われること
- (b) 実演が、本法に基づいて保護される録音物に組み込まれること
- (c) 実演が、録音物には固定されていないが、本法に基づいて保護を受ける資格がある放送により行われること

第 223 条 録音物に関する付加条項

録音物の保護に関する本法の規定は、次のものに適用される。

223.1 製造者がフィリピンの国民である録音物

223.2 フィリピンにおいて最初に公表された録音物

第 224 条 放送に関する付加条項

224.1 放送の保護に関する本法の規定は、次のものに適用される。

- (a) 本社がフィリピンにある放送機関による放送
- (b) フィリピンにある伝達者により伝達される放送

224.2 本法の規定は、フィリピンが同盟国である国際条約その他の国際協定により及びそれらに従って保護される実演家、録音物製作者及び放送機関についても適用される。

第 19 章 訴訟の提起

第 225 条 管轄

7.1(c)の規定に影響することなく、本法に基づく訴訟は、現行法に基づいて適切な管轄権を有する裁判所により審理される。

第 226 条 損害賠償

本法に基づいては、訴訟の原因が生じた時から 4 年を経過したときには損害賠償を請求することができない。

第 20 章 その他の規定

第 227 条 寄託及び文書の所有

本法の規定に従って国立図書館及び最高裁判所図書館に寄託された複製物及び書面で提出された文書は、政府の所有物になる。

第 228 条 公の記録

本法の規定に従い、寄託される複製物及び文書を受領し、及び必要とされる記録を保持する任務を行う国立図書館及び最高裁判所図書館の部課は、公衆の閲覧のために開かれる。国立図書館の館長は、本条及び本法のその他の規定を実施するために必要な保護手段及び規定を設ける権限を与えられる。

第 229 条 著作権課；手数料

国立図書館の著作権課は、本法の施行のときに部になる。国立図書館は、本法の規定に基づく業務の遂行のために、局長の承認を得ることを条件として、随時定める手数料を徴集する権限を有する。

第5部 最終規定

第230条 手続に適用する衡平法上の原則

本法に基づく庁の当事者手続において、適切な場合は、衡平法上の原則である懈怠、禁反言及び黙認を考慮し及び適用することができる。

第231条 外国の法律に関する逆相互主義

外国において知的所有権の保護を求めるフィリピンの国民に当該国の法律により課せられる条件、制限、規制、限縮、要件、刑罰その他類似の負担は、フィリピンの管轄内において、当該外国の国民に対して等しく適用することができる。

第232条 不服申立

232.1 通常の裁判所の決定に対する不服申立は、裁判所規則の定めるところによる。上級の裁判所により拘束されない限りにおいて、公判廷の判決は、当該裁判所が定めることができる条件に基づいて未決の不服申立についても効力を有する。

232.2 本法その他の法律において明文をもって規定している場合を除き、行政官の決定に対する不服申立については、規則に定める。

第233条 庁の組織；給与標準化法及び減員法からの免除

233.1 本法の承認の後1年以内に庁を組織する。庁は、共和国法第7430号の規定に拘束されない。

233.2 庁は、その給与構造を定める。ただし、庁は、その体系を共和国法第6758号に規定する原則に可能な限り一致させなければならない。

第234条 特許商標技術移転局の廃止

通商産業省の特許商標技術移転局は、これを廃止する。特許商標技術移転局の未使用の予算及び給与、当該暦年について徴収する料料、権利使用料その他の徴収金、資産、設備並びに記録のすべて並びに必要な人員は、これを庁に移す。庁に移されない人員は、現行法に基づいて認められている退職特典を受けるか又は勤務した各年について1月の基本給与額に等しい額若しくは受けた給与の最高額を考慮してそれに最も近い額を支払われる。

第235条 施行日において係属している出願

235.1 特許商標技術移転局に係属している特許出願は、当該出願がなされたときの法令に従って処理し及び特許を付与するものとし、その法令は、その法令の廃止に拘らず、この範囲で及びこの目的でのみ施行する。本法の施行日において係属している実用新案登録出願及び意匠登録出願は、当該出願がなされたときの法令に従って当該出願を処理することを出願人が選択した場合を除き、本法の規定に従って処理する。

235.2 本法の施行日において特許商標技術移転局に係属している商標登録出願又は商号登録出願は、それらを本法の規定に一致させることができる場合は補正をすることができる。補正をした出願の手続及びそれらへの登録の付与は、本法の規定に従って行う。補正がなされない場合は、当該出願は、それがなされたときの法令に従って処理し及び登録するものとし、

その法令は、その法令の廃止に拘らず、この範囲で及びこの目的でのみ施行する。

第 236 条 現存する権利の維持

本法の如何なる規定も、本法の施行前に善意で獲得された特許、実用新案、意匠及び標章における権利の行使に係る権利に対して不利に影響しない。

第 237 条 ベルヌ条約の附属書に関する通告

フィリピンは、1971年にパリで改正されたベルヌ条約の附属書に規定された要件を適切に満たすことにより、当該附属書にいう管轄当局が付与することができる許可についての規定を含み、開発途上国に関する特別規定を適用する。

第 238 条 予算

本法の規定を実施するために必要な資金は、現行の一般予算法に基づく特許商標技術移転局の予算並びに 14.1 及び第 234 条の規定に従って当該暦年について特許商標技術移転局が徴収する手数料、科料、権利使用料その他の料金により賄う。その後の実施のために必要な金額は、毎年的一般予算法に組み入れる。

第 239 条 廃止

239.1 本法と一致しないすべての法令及びその部分、特に改正された共和国法令第 165 号、改正された共和国法令第 166 号、改正刑法の第 188 条及び第 189 条並びに改正された大統領布告第 285 号を含む大統領布告第 49 号は、これを廃止する。

239.2 共和国法令第 166 号に基づいて登録された標章は、引き続き効力を有するが、本法に基づいて付与されたものとみなし、本法に基づいて規定された期間内に更新をしなければならない。かつ、国際分類に従って再分類をしなければならない。共和国法令第 166 号に基づいて補助登録簿に登録された商号及び標章は、引き続き効力を有するが、更新することはできない。

239.3 本法の規定は本法施行前に著作権保護が存在する著作物に適用する。ただし、本法の適用は当該保護の縮小に帰すことはない。

第 240 条 可分性

本法の規定又はある状況へのその適用が無効とされた場合であっても、本法の他の規定は、それによって影響を受けない。

第 241 条 施行日

本法は、1998年1月1日から施行する。